

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H28	1	12.その他	市区長会	全国市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱 「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について、(平成27年12月27日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡)」 「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について(照会)」(平成27年10月26日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡)	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟化設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められた。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度 第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができます。追加交付の請求を見送った自治体があった。 こうした自治体は、不足分を一般財源で補うこととなったため、いわば「持ち出し」の状況となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>
H28	2	03.医療・福祉	中核市	倉敷市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第2条、第5条、第6条	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定者は、ほとんどの場合同じ幼稚園を年間利用しており、支給認定証を保護者が使い残りはまず無い。また、2号・3号認定者も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なからず、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たまま自治体と事業者側で調整を行うこととなる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証が「存在する意味が薄い」 については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>
H28	3	03.医療・福祉	中核市	倉敷市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第3項	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じるたびに、保育標準時間/短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間/短時間認定を利用し、朝晩区分が異なる短時間認定のものがある。例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午前1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個人の判断で自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。 については、保育標準時間と保育短時間を統合してほしい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>
H28	4	01.土地利用(農地除外)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定権限の移譲	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	都市計画法第15条第1項において次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。 本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H28	5	01.土地利用(農地除外)	一般市	松原市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	開発許可に係る技術的細目の条例委任	開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で規定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことである。同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	公園・緑地・広場(以下「公園等」といふ。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済みで十分な整備の必要性が低い事例がある。	—
H28	6	03.医療・福祉	一般市	東広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第4項及び第4項 ・医療法施行令(昭和23年政令第329号)第2条の2 ・医療法施行規則第30条の30及び第30条の31	基準病床数制度の見直しについて	基準病床数制度の見直しについて 国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自に加減できるようにする。	本市が属する広島県二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む硬壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。	—
H28	7	01.土地利用(農地除外)	一般市	砂高市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法施行規則 保安林及び保安施設地区の指定、解除の扱いについて 「国有林野の管理運営に関する法律施行規則」	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林野の貸付申請等に付随する用地測量の簡素化を求める。	保安林解除申請や国有林野の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施で行われているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩していることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。 保安林解除申請や国有林野の貸付を受ける際は、現地測量により実施で行われているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩していることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。 国有林野等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体によってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在の面積、用途がなければ十分ではない。有償貸付の場合は、料金を算定する上で、正確な面積が必要だが、地方公共団体が貸付を受ける際には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められていない。 登山道や遊歩道については、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際した場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、貸付の修正を求めているが、実測に多額の費用がかかることで、それら修正ができていない事業が多くある。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1集1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っており、それも困難な状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>	
H28	8	02.農業・農地	一般市	伊丹市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業災害補償法第85条の7	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和として整理していただきたい。	【従来の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の規定当時とは比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいらい現状である。本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市土地利用の状況から、今後新たな畜産業者が環状される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲され以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(兵庫県農業共済統計年報)より、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的な支障事例】 共済の必要がないにもかかわらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例(「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならない)が、農業災害補償法の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1集1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っており、それも困難な状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>
H28	9	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条乃至第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	「地域再生計画」 ○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う ○社会資本整備総合交付金同様、全体事業費に変更のあった場合のみ計画変更を求める。又は計画終了までの進捗と事業費の割合を一定し、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求めない範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する 「地方創生推進交付金」 ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前手を柔軟に認める 「制度全体」 ○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能にスケジュールを早期に示す	【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画」の認定または変更の認定と同交付金の交付決定が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。 【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9(1月)の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が生じている。予定を超過して事業費の割合を一定し、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求めない範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する。今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い、次年度以降の実施の事業に取り組み等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、年度以降の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>
H28	10	05.教育・文化	村	野迫川村	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条 ・へき地教育振興法第4条第2項	中学校教職員定数の緩和	中学校教職員定数の緩和	野迫川村では、平成28年度の中学校生数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持しているが、標準学級数15名より、教職員定数は15名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状況となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。	—
H28	11	12.その他	町	今金町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第171条第4項	地方自治法第171条第4項の長の告示手続の廃止	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続の廃止	市長等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のたびに左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している状況において、本務を実施しなければならないことには限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokoku.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【総務省】</b> (9) 歳計法(平19法55) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。</p>	-	<p>基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱の改正を平成30年4月に行い、過不足が生じた際の調整手続を簡素化した。 また、追加交付の要望把握期間の延長及び追加交付時期の変更を行い、令和2年3月に地方公共団体に周知を行った(「令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて」(令和2年3月31日付け事務連絡))。</p>	<p>【総務省】令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて(令和2年3月31日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_1">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_1</a></p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p><b>6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】</b> 子ども・子育て支援法(平24法65) (1) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p>	-	-	<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について(平成29年4月14日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_2">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_2</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>
<p><b>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】</b> 子ども・子育て支援法(平24法65) (4) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p><b>6【農林水産省】</b> (3) 国有林野の管理経営に関する法律(昭36法246) 国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び現況である場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けられることができる場合(施行規則14条1項ただし書)に該当することを明確化するため、「国有林野の管理処分の事務運営について」(昭42林野庁)を平成28年度中に改正する。</p>	-	-	<p>【農林水産省】「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について(平成29年3月30日付け林野庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_7">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_7</a></p>	-
<p><b>6【農林水産省】</b> (1) 農業共済補償法(昭22法185) (4) 市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。</p>	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)		
H28	12	03.医療・福祉	中核市	高知市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第19条～第26条	子ども子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども子育て支援法(以下「法」といふ。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育留時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定を廃止する。	子ども子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の休暇、就労、転勤、出産及び子育てなどの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定を廃止する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	13	02.農業・農地	一般市	三豊市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)	強い農業づくり交付金	国は、国庫補助事業(強い農業づくり交付金)事業において、都道府県、市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業従事者である場合において、市町村を経由せずに補助金を交付する上、業務の迅速性を求める。	強い農業づくり交付金実施要綱(第4の1の(1))に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込予算編成しきれなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交款が滞り、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	14	01.土地利用(農地除く)	一般市	青梅市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号都市計画法施行規則第13条第1項第1号	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更については、市町村に権限移譲された。	都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更と区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の権限については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の緑道部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限移譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われたいことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	15	03.医療・福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第21条の5の15	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	【支障事例】 現在、中核市は、既に指定障害福祉サービス事業者等の指定の権限を有しており、介護給付費等の支給決定の権限等と併せて持つことにより、障害福祉サービス事業者の体制及び当該サービスを利用する障害者の経過等のそれぞれの状況把握及び関係者への対応が包括的・一体的に行えているが、指定障害児通所支援事業者については、指定の権限が都道府県にあることにより、利用者から事業者についての問い合わせは中核市へあるものの、その対応は都道府県で行うなど包括的・一体的な対応ができない状況にある。 【制度改正の必要性】 障害児福祉と障害福祉サービス事業者の指定の権限は、都道府県の連携を必要とし、包括的・一体的な事務の遂行ができない。同じ区域内で障害者又は障害児を対象とするサービス区分により、事業者の指定権限が異なることは、指定申請を行う事業者にとって、非常に分かりづらいつい状況である。 【制度改正の必要性】 現在、中核市は、指定障害福祉サービス事業者及び利用者への包括的・一体的な対応等が行っていることから、指定障害児通所支援事業者についても、同じような対応ができるよう当該事業者の指定等の権限を都道府県から中核市へ移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html
H28	16	03.医療・福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第21条の5の25、26、27	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限と同時に都道府県から中核市へ移譲されないときは、届出の受理、事業所への指導・指示等に包括的・一体的に行うことができない。 【制度改正の必要性】 効率的・効果的な事務の遂行を可能とするため、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の業務と指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を同時に都道府県から中核市へ移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	17	09.土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産鑑定士試験の受験料の都道府県負担率の廃止	不動産鑑定士試験の受験料の都道府県負担率の廃止	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験料については、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている。電・申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県負担率の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験料の配布、受付、国への提出業務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験料については、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている。電・申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県負担率の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験料の配布、受付、国への提出業務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	18	05.教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合は、留年年度による支給が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができる。要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 高等学校等就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学校・通信制学科に在籍する場合は最大で48月)のため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例等】 一方、総合特区推進調整費による支給期間は「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画認定に伴い、目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できる。支給期間を延長すること。 【制度改正の必要性】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入し、その財源を活用して行う国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。現在、高等学校等就学支援事業(奨学金給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に要望を出しているところである。 【支障事例等】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	19	05.教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱3条	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱3条	高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。	【制度改正の必要性】 奨学給付金、就学支援金制度に所得制限を導入し、その財源を活用して行う国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。現在、高等学校等就学支援事業(奨学金給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に要望を出しているところである。 【支障事例等】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	
H28	20	07.産業振興	都道府県	愛知県、岐阜県、三豊市、長野市、静岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画認定に伴い、目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できる。支給期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アゾノ、1軌空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後活用可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるもの。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機関連、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り組むことができたもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka_yosun.html	
H28	21	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が訓練を修了していることなどにより、安全確保が図れる。また、貯槽等を地盤下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められている。これらの規制などを緩和すること。	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が訓練を修了していることなどにより、安全確保が図れる。また、貯槽等を地盤下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、愛知県庁移動式水素ステーションの運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れられている(平成28年4月10日現在、累計4018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないと危険なものだ」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ。水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども子育て支援法(平成24年6月24日法律第66号) (イ)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p> <p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 (ロ)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育給付の区分の在り方について検討し、必要があると思われるときは所要の措置を講ずる。</p>		支給認定区分が変更されるたび発行していた支給認定証について、保護者からの申請に基づく任意交付とした。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/estabosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_12	内閣府子ども・子育て本部
<p>【農林水産省】 (13)強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			【農林水産省】強い農業づくり交付金の交付事務について(平成29年4月7日付け農林水産省生産局総務課課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/estabosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_13	
<p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p>					
<p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p>					
<p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第69号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された。(平成31年1月1日より施行)。 【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
<p>6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮酸素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤面下の高圧ガス設備を設置する場合の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年度中に明確化する。 〔措置済み(容積保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))〕</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【警察庁(2)】【経済産業省(1)】【環境省(1)】 火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受けの許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る装薬の譲受けの規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【警察庁】【経済産業省】【環境省】 (2)火薬類取締法(昭25法149) (1)火薬類の譲受けの許可(17条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)18条の2)等による装包の十分な管理確保が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業(同法14条の2)を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受けの際の許可を、一定数量に限り不要とする。 (2)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018年度から毎年度情報提供等を行う。</p>	<p>(1)火薬類の譲受けの許可(17条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受けの際の許可を、一定数量に限り不要とした。 (2)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018年度から毎年度情報提供等を行うこととした。</p>	<p>【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_26">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_26</a></p>	<p>警察庁生活安全局保安課 経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付 環境省自然環境局野生生物課</p>
<p>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (3)指定小規模多機能型居宅介護の期間及び食費については、事業所が小規模であり当該期間及び食費としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している等利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することを妨げないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準についての一部改正について(平成28年12月28日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_28">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_28</a></p>	
<p>地方税法(昭25法26)</p>					
<p>6【総務省(3)】【財務省(1)】 地方税法(昭25法26) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、財務省で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

Table with 10 columns: Year, Field, Proposal Type, Applicant, Reviewer, Classification, Criteria, Requested Measures, Specific Content, Specific Cases, and Final Results. The table lists various social welfare and environmental support projects across different prefectures and cities, such as disaster relief, environmental protection, and elderly care. Each entry includes details on funding, implementation methods, and evaluation criteria.

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】  (29) 地域生活支援事業費補助金  地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見直しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>					
<p>6【環境省】  (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)  (29) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。</p>			<p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて(平成29年3月31日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_35">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_35</a></p>	
<p>6【環境省】  (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)  (30) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。</p>			<p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日)  【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_36">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_36</a></p>	
<p>6【厚生労働省】  (7) 予防接種法(昭29法68)  予防接種の実施については、医療行為により免疫を失った場合の再接種への支援を実施している地方公共団体の事例について、地方公共団体に研修会等を通じて平成29年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H28	44	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の円滑化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要綱	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳は必ずしも精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書に反映して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せてはどうか。	【制度概要】社会資本整備総合交付金(地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行行が、申請後に事業費が路線別流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なくして同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで)とし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(＝計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、自由な経費転用が可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	45	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	居住者の異変を発見した地域住民やワイフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要と認められる場合に、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報利用・個人データの提供が可能としている。また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。都道府県は個人情報保護法第16条において、「個人情報保護の適正な取扱いを確保するための必要な措置を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方の説明したりすることができず困っている。その結果、地域住民やワイフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまっている可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	46	12.その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第37条の2第3項	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・アセス)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置を受けられる。また、指定NPO法人は、地方税法第37条の1第4項第1号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより寄付金税制控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所所在地を明示する必要がある。本県では平成25年に埼玉県指定特定非常活動法人を指定する条例(制定しており、現在10法人を指定している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	47	01.土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会を整理・統合する。	【制度改正の必要性】土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を担っており、現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年以降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。平成26年の地価調査等では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会の開会の禁止を要する結果、「事務負担の軽減」という観点から、地方公共団体の情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。	—
H28	48	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法施行令第23条	一定条件を満たした小規模な寄居舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	建築基準法上は寄居舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合は、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	【制度概要】戸建グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄居舎として取り扱われる。このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどに活用する場合は、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄居舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	49	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護福祉士修学資金貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。	【支障事例】本県では介護人材確保のため、「介護福祉士修学資金等の貸付について」(平成28年3月2日厚生労働事務次官通知)に基づき、埼玉県社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施している。現在、貸付けを受けた者が、養成施設卒業後に市内の社会福祉施設に5年以上勤務した場合、当該貸付金の返還が免除される。しかし、「5年以上勤務」の条件がハードルとなり、平成27年度の利用者数は、予定数の約1/3の60人にとどまった。本制度を利用しない養成施設在学者からは、「利用しない理由として「現時点で5年間勤務できる確信がない」との声も上がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	50	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経路の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県経路によることとする	【支障事例】国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、県民が申込みと経路があった場合は、必要に応じて受験者に対して修訂の指導を要する。また、受付で印刷物を受け取る必要がある。例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを問い合わせて事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html
H28	51	06.環境・衛生	都道府県	岡山県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	フロン排出抑制対策に関する法律(平成27年4月1日に施行された)フロン使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、職員の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	フロン排出抑制対策が確かな効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、職員の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	【支障事例】国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、県民が申込みと経路があった場合は、必要に応じて受験者に対して修訂の指導を要する。また、受付で印刷物を受け取る必要がある。例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを問い合わせて事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)新宿舍の階段基準については、住宅を客用舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>				<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_48">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_48</a>	
<p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平29&gt; 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。</p>			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
<p>5【経済産業省(1)】【農林省(1)】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び売戻回収業者に対する指導監督を同じ行政が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び廃棄の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平26法30)附則11条に基づき、同法の施行後3年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)	
H28	52	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、 日本創生 のための 将来世代 応援知事 同盟	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付金 ・認定子ども園施設整備交付金 交付金	幼保連携型認定子ども園 施設整備交付金を活用する場 合の手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金がない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式一本化や申請の提出締め切りの調整を図ら れ、安心こども基金と対応については、交付金には事業期間内において、幼保連携型認定子ども園施設整備交付金に、教育職員給与の基金の取組が足りない場合に、教 育職員給与については認定子ども園施設整備交付金を、保育機能部(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用すること、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金実績は現時点で示されており、契約等が手付かない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の認定子ども園の事業着手の遅延を招くこととなり、期間が選 ばれる危険性がある。 なお、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られるが、関係補助であり、園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての 提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	53	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、 日本創生 のための 将来世代 応援知事 同盟	内閣府、財 務省、文 部科学省、 厚生労働省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	「普通財産」にかかる用途指定 の処理要領について(昭和41 年2月22日蔵国第339号)	国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定子ども園に移行する場合、貸付にかかる用途指定の変更を際し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。 用途指定の根拠法令が変わるため、協議を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所を幼保連携型認定子ども園に移行する場合の用途変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途 指定変更についても同様の取り扱い又は届出とすることを求めるものである。	—		
H28	54	07_産業振興	都道府県	岡山県	経済産業省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る 新規期間及び審査期間の短縮(届出前日1000坪超 に属する届出事項に係る新規期間等) の短縮	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにもかかわらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことが あり、県との意思疎通が不十分であった。短期間に県審査会を複数開催しなくてはならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2日以内に地先説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から異 議が出ることはほとんどない。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図って十分対応が可能であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	55	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岡山県	農林水産省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	森林法第6条第5項	地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣 への協議及び同意の取得の義務づけられているが、これ を廃止し、計画内容の届出とする。	地域森林計画の樹立及び変更に関しては、森林法第6条第1項による計画書の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議・同意を取得すること義務 づけられている。 このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階にたっており、事務が複雑となっている。	—	
H28	56	05_教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	教育職員免許法第2条第2項、 第5条第7項、第6条、第9条第 2項、第3項、第9条の2、第9条 の4、第10～14条	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権 限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許 管理業務」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に 移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るもの に限る。)	政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与や免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。 政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないこととな る。任命権や免許更新機能が一元化されていること、非効率的部分(補助費共済事務処理・時間外サービス等)がある。 また、免許更新手続きについて、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等が円滑な事務処理に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	57	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	「指定居宅サービス」に関する費 用の趣旨に関する基準 (12.2.10厚生労働省告示第19 号)	介護職員処遇改善加算の 対象サービス(職種)の拡大	【支援事例】 名称と内容 介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があり事業者にとって使いづ らい声がある。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査によると、当該加算を申請しなかった事業所の58%がこの不公平感を掲げており、法人によっては持ち出しで済ませる職種の適用したり、まったく申請しな いところもある。 【制度改正の必要性】 当該加算は他業種と異なり、新たな職員の配置を要件としており、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大すべきであ る。	—	
H28	58	09_土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	公営住宅法第8条第1項	災害公営住宅の適用要件 の緩和	市町村が行われる災害向け公営住宅整備における災害公 営住宅の適用要件(全国一律の被災戸数)について、 被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準と しよに要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 災害公営住宅の要件は、全被災戸数を基本的に全国一律の被災戸数となっているが、局地的災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いと異なる場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応 できない場合がある。 【長野県神埼断層地震による事例】 ○平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○被災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討したが、局地的災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数約2.7%) ○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する崖上げ補助を創 設し、支援を行った。 ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち5戸) H27年度建設(一部繰越し)	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html
H28	59	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	高圧ガス保安法第16条～第17 条の2、第21条第4項	高圧ガス第二種貯蔵所 に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規 定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の 許可を受けた第一種貯蔵所又は都道府県知事に届け 付けた第二種貯蔵所において行う必要がある。こ れらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、 第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定 があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定が ないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追 加を提案するもの。 ※第二種貯蔵所設置書の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵量の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面 災害時における防災拠点・避難所としての確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心 に、液状化しやすいとされており、こうした地域が広い範囲で下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難な状況が懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、一方で、下水道が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が必要/短時間で復旧 しなくてはならない場合(またはバックアップのため)に併せて、手配の早いトイレを確保しなくてはならない。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられてい る。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	60	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	B_地方 に対する 規制緩和 和	B_地方 に対する 規制緩和 和	建築基準法31条	防災拠点・避難所に非常 用の合併処理浄化槽 を設置する場合における 建築基準法の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であ って合併処理浄化槽を整備できることとする。 災害時における防災拠点・避難所としての確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心 に、液状化しやすいとされており、こうした地域が広い範囲で下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難な状況が懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、一方で、下水道が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が必要/短時間で復旧 しなくてはならない場合(またはバックアップのため)に併せて、手配の早いトイレを確保しなくてはならない。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられてい る。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	61	07_産業振興	都道府県	富山県	国土交通省	A_権限 移譲	A_権限 移譲	中小企業等協同組合施行令第 32条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務の 都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域 にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の 認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処 分の事務について、各経済産業局から都道府県へ権 限の移譲 地方運輸局及び地方整備局の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可/定款変更の認可等を行 えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所 管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、国民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	62	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	A_権限 移譲	A_権限 移譲	中小企業等協同組合施行令第 32条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務の 都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局の一 方で、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可/定款変更の認可等を行 えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等 に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、国民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(第22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応でき ず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。</p> <p>【措置済み(平成28年1月13日付け文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付け厚生 労働省事務連絡、平成28年4月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)】 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成 28年度中に通知する。</p>			<p>【文部科学省】平成29年度認定こども園施設整備交付金の事業募集等(予定)について (平成29年9月1日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡) 【厚生労働省】平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱い について(平成29年2月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、保育課事 務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_52</a></p>	
<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても仮設建築物に対 する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28 年度中に通知する。</p>					
<p>4【国土交通省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に 係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制を整備でき るか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 4【国土交通省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを 除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並び に施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任 している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令 を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に 規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任して いる協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、 都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国 の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等 協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10 月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【国土交通省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施 行令の一部を改正する政令(令和2年9月30日付け令和2 年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_61">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_61</a></p>	<p>国土交通省総合政策局交通政策課、不動産・建 設経済局建設市場整備課</p>
<p>4【経済産業省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るもの に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制を整備できるか確認しつつ、関係する都 道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等 協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10 月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【経済産業省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施 行令の一部を改正する政令(令和2年9月30日付け令和2 年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_62">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_62</a></p>	<p>中小企業庁経営支援部経営支援課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年次 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H28	63	03.医療・福祉	中核市	川越市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則、国民健康保険の高額療養費支給申請手続きの簡素化	前期高齢者のうち高齢者受給者証の運用を受けける70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化	国民健康保険高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の住する世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第27条の17に示された事項を記載した高額療養費支給申請書提出しなればならない。また、高額療養費申請年度の被保険者は高額療養費の支給申請に際し、申請書を地域連合に提出するものとして、70歳から74歳の方を高額療養費で29日バックしており、70歳から74歳の方が後期高齢者となることとされている(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第97条)が、その旨を記載した申請書が、更に一度申請を行えば再び減額されることとなっており、70歳から74歳の方が高額療養費支給申請書類についても簡素化することを目指す。	国民健康保険高額療養費の支給を受けようとするときは、発生都度、該当者は高額療養費支給申請書を出すとされている。本市においては、国民健康保険の高額療養費制度の対象となつた方に、行政サービスとして毎月申請案内を送付しており、その枚数は平成26年4月の実績で1,913件、5月で2,053件となっている。また、そのうち毎月6割程度が前期高齢者のうち70歳から74歳の方となつており、半数を占めている。高額療養費制度は、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で自己負担額上限について差を設けていない。また、本市の平成26年度の実績で1人当たりの受診件数を抽出したところ、70歳未満は14年間13.5回であるのに対して、70歳から74歳の方が29.3回、後期高齢者が29.9回となっており、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で差はわずか1回となっている。これらのことから、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で高額療養費、後期高齢者比較で被保険者として大きな負担となっている。申請する月に合わせて取書書などを、市に提出する際に併せて提出する必要があることとされている。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	64	12.その他	町	松田町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域おこし協力隊推進要綱 第3条 対象	地域おこし協力隊員の転入地における地域要件に特定農山村法を指定地域を指定すること	【支援事例】 ①近年高まっている都市部から地域を去った人材の移住需要やボランティア希望者の受け入れ機会(定住・交流人口)の損失を招いており、地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部において人口減少が他地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招くスパイラルに陥る可能性が高まっている。 【当町における指標】 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされており、その地域のみ指標は以下のとおり。 【指定地域内における数値】 人口推移 平成12年2,907人⇒平成27年2,122人(△259人 △8.9%)に減少。 移住者数 平成12年47人 ⇒平成27年17人 (△2 △34%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15～64歳の生産年齢人口に占める割合)	【支援事例】 ①近年高まっている都市部から地域を去った人材の移住需要やボランティア希望者の受け入れ機会(定住・交流人口)の損失を招いており、地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部において人口減少が他地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招くスパイラルに陥る可能性が高まっている。 【当町における指標】 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされており、その地域のみ指標は以下のとおり。 【指定地域内における数値】 人口推移 平成12年2,907人⇒平成27年2,122人(△259人 △8.9%)に減少。 移住者数 平成12年47人 ⇒平成27年17人 (△2 △34%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15～64歳の生産年齢人口に占める割合)	--
H28	65	10.運輸・交通	一般市	津川市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法 施行規則9条第2項	道路運送法上の申請書に係る手続の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	本市では、平成27年10月から本市付知地区においてCPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。事業者の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されるが、当中事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の懸念事項の追加、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略すると、より処理期間の短縮を図られた。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	66	03.医療・福祉	一般市	東広島市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	延長保育と放課後児童クラブが同一敷地内かつ併設している場合、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が2人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状であり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	67	03.医療・福祉	一般市	三鷹市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条 第3号)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条 第3号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 延長保育事業実施条例(関係案0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省届出均等・児童家庭局長発令) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第6十二号、最終改正、平成二八年二月三日厚生労働省令第二二号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 延長保育事業実施条例(関係案0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省届出均等・児童家庭局長発令) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第6十二号、最終改正、平成二八年二月三日厚生労働省令第二二号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第2号)	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html
H28	68	03.医療・福祉	一般市	三鷹市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の施設に関する要件緩和	放課後児童健全育成事業の施設に関する要件緩和	放課後児童健全育成事業の施設に関する要件緩和	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	69	07.産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	伝統的工芸品の振興に関する法律(第2条、第4条、第7条、第8条、第11条、第13条)	伝統的工芸品の振興に関する法律(第2条、第4条、第7条、第8条、第11条、第13条)	伝統的工芸品の振興に関する法律(第2条、第4条、第7条、第8条、第11条、第13条)	--	
H28	70	12.その他	都道府県	静岡県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	個人への徴収・収納委託可能な徴収範囲の拡大	債の貸付金の元金償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託できないため、元本の回収のみ委託し、職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待でき、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とされている。 平成27年の地方からの応募等に対する対応方針において、延滞利息と同様の性質をもつ債権の貸付金について私人に委託することと検討されている。 高等学校授業料等の債権回収業務については、元本部分のみ委託するが、業務の効率的な実施のため、元本と延滞利息の一元元的債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の円滑に請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	71	07.産業振興	都道府県	静岡県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業における雑用水の供給に関する要件緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づき雑用水の有許申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用を行う措置を求める	工業用水道事業による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効果の向上等の観点により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許水量が雑用水供給の実際的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合として、日量600未満の雑用水の供給等は工業用水区分して申請する必要がないとされている)。 近年、工業用水の確保が顕著している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る水量の供給が行われる場合であっても、水利権の認可水量を上限とし、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水施設を有効に活用できていない。 (水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	
H28	72	07.産業振興	都道府県	静岡県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地発第126号)	総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地発第126号)	【支援事例等】 平成24年度に認定を受けた「アジノNo.1 軌空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準(平成23年8月23日府地発第126号)」により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区は、最初の計画認定から5年を経過した平成29年9月以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区推進調整費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得るため、今回の計画変更に伴い目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めている。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準化検討りまめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り組むことができた。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka_yosun.html	
H28	73	05.教育・文化	都道府県	福岡県	A 権限移譲	学校教育法第4条、第35条、私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	新規学部設置認可権限の都道府県への移譲	公立大学・私立大学における定員100未満の新規学部設置認可権限の都道府県への移譲に定める基準仕様面議の緩和	現在、一種制中を正すため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学率は34.94%(H27年)であるのに対し、県内大学等の定員は2565人(H28年度)であり、かつ、定員確保率が100%を超えることからも、学生の県内進学を促進できていない。 従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は大学科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な対応が実現できない。 また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面積を確保することが難しかったため、設置を断念した事例があった。	https://www.cao.go.jp/bankei-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (12)国民健康保険法(昭33法192)  市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。  また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証憑書類)の添付を省略できるようにして、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。</p>			<p><b>【厚生労働省】</b>市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_63">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_63</a>	
<p><b>6【国土交通省】</b>  (2)道路運送法(昭26法183)  一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平29 &gt;  <b>6【国土交通省】</b>  (8)道路運送法(昭26法183)  (ⅴ)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について要らず協議が調ったものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略を可能とする。</p>		<p><b>【国土交通省】</b>国土交通省令第七十四号  道路運送法施行規則の一部を改正する省令案について(平成29年12月事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_65">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_65</a>	
<p><b>6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】</b>  児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)  (1)延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p><b>【厚生労働省】</b>「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  <b>【厚生労働省】</b>延長保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_66">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_66</a>	
<p><b>6【警察庁】</b>  (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122)  風俗営業の営業制限地域の指定(4条2項2号)については、地域の実情に応じて、各都道府県の定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等において、保育所等の児童福祉施設を定めている市や図書館を定めている例があるほか、保全対象施設の間隔であっても一部の地域を除外する旨規定している例があるなど、営業制限地域及び保全対象施設を柔軟に定めることができることを、都道府県に平成28年中に周知する。  【措置済み(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課事務連絡)】</p>			<p><b>【警察庁】</b>風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準について(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_67">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_67</a>	
<p><b>6【文部科学省】</b>  (1)学校教育法(昭22法67)  (1)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。</p>			<p><b>【総務省】</b>地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総務省令第294号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_70">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_70</a>	
<p><b>6【文部科学省】</b>  (1)学校教育法(昭22法67)  (1)学部を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の面積(大学設置基準(昭31文部省令28)37条の2)については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学部長室、学部間で共用する教室等を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
H28	74	02.農業・農地	都道府県	石川県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業共済補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農業共済保険審査会の設置義務の見直し	農業共済補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により設置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事項が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう設置義務を見直ししたい。	【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の審問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同年・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 【具体的な支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委員委嘱の際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘らず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるが、委員からは開催の旨が不明なままに委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。 現在、都道府県を跨ぐ転届の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があるが、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があるため、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とのやり取りも含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>	
H28	75	03.医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県を跨ぐ転届における自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行手続きの簡略化	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転届の場合、新規発行の手続きが必要であるが、その手続きを簡略化したい。 例えば、転届に伴う変更が必要な部分のみ変更すると速やかに継続した形で発行できるとしたい。	本町においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。 また、原則2年に1回更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約5割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割という状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。 また、本町において、更新は年間約110件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩瑣となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>
H28	76	03.医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長したい。	本町においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。 また、原則2年に1回更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約5割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割という状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。 また、本町において、更新は年間約110件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩瑣となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>	
H28	77	12.その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	総務省、財務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要綱 ・国立公園等整備事務取扱要綱 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基礎的取扱に準じて(改正 平成27年10月1日環境会発1510014号)	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行要件で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象)。 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めると契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。県の低入札価格調査制度でも契約まで1～2か月程度要している。 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前開札による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した9都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>	
H28	78	02.農業・農地	都道府県	島根県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。 そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 ①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ②また、整備交付金においては町単位で取組む事業実施主体にすることができず、基幹となる事業主体が少ない中山間地域において、地域の小さな経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するが、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」の2つの内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ②整備交付金にあっては市町村が実施主体になることができるようにするなどの要件の緩和を図る。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>	
H28	79	03.医療・福祉	一般市	網走市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条	障害者総合支援法に基づく障害者支援区分認定調査については、 ①一般相談支援事業所 ②指定障害者支援施設 ③指定特定相談支援事業者のうち、市町村の相談支援事業の委託を受けた者 ④介護保険法第24条の2に規定する指定市町村事務受託法人に委託することができる規定されている。 一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所は、1人以上の相談支援専門員を置くことが指定要件となっている。 現在の規定の他に、指定特定相談支援事業所についても、例えば、相談支援専門員としての実務経験を持たず、一定要件を満たした指定特定相談支援事業所を認定調査委託先として規定することを要する。	平成27年度の一時的等利用計画の完全実施に伴い、特定相談支援事業所は整備されつつあるが、一般相談支援事業所の整備が進んでいない現状にある。 現在、指定特定相談支援事業者が市内13社設置されているが、市町村の相談支援事業の委託を行っているのは3社となっている。市町村の相談支援事業の委託の有無により事業者の能力の大きな差はないと考えられるが、②の要件により、障害者支援区分認定調査を実施できるのは3社に限られており、円滑な認定調査事務に支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>	
H28	80	01.土地利用(農地除く)	一般市	網走市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第5条	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める。	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、網走市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「網走市子ども子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「総合化事業計画」を策定し、今後より積極的に人口減少に対応した対応を講ずる方針を明らかにしている。 【具体的な支障事例】 2つの地区公園に児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内に建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主用途である集会所の規定があるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められていない。 これまでに県が実施した「経費向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積む、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16科目24時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、経費削減終了後の放課後支援相談員の確保に支障が生じる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>
H28	81	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、宇摩市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、喜多市、西予市、上島町、久万高崎町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、17科目につき各有り1名を除き、補助員の代替員を設置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入期が従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容の一部免除を求める。	本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の審問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同年・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 【具体的な支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委員委嘱の際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘らず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるが、委員からは開催の旨が不明なままに委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。 現在、都道府県を跨ぐ転届の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があるが、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があるため、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とのやり取りも含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokka.html</a>

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 (1) 農業災害補償法(昭22法185) (i) 都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。</p>					
<p>【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性向上させ転居後の自立支援医療の受給に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>					
<p>【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞ 【厚生労働省】 (48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る取集方法を地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)〕</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改定後のデータ標準レオパットに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_76">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_76</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【農林水産省】 (16) 6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した機械を用いて開墾した新開拓の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平25農林水産省)を平成28年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱の一部改正について(平成29年3月27日付け農林水産事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_78">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_78</a></p>	
<p>【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (4) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_80">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_80</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (vi) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	82	02.農業・農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	国家土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効率が低下した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。	国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事が完了公告における全ての区間の工事が完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国家土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を跨いで工事期間が長期に及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点で、全ての区域の工事が完了公告時点に大きな時間差が生じる。このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。	—
H28	83	09.土木・建築	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するため、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを踏むことなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛びそうなお状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法で措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを踏む必要があるが、これらに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を通知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な継続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を通知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。以上から、より迅速に所有者等の通知(又は通知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html</a>
H28	84	02.農業・農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要綱第1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者が多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosan.html</a>
H28	85	02.農業・農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱第1の15(1)	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、再交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【空務者(11)】【国土交通省(18)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣官房(1)】【警察庁(4)】          武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)          国民の保護のための措置の円滑かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出勤に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置付けられることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】          砂利採取法(昭43法74)          (ロ)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt;          6【経済産業省(4)】【国土交通省(15)】          砂利採取法(昭43法74)          砂利採取計画については、2018年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更(20条2項)として取り扱う事項を規定する。</p>	<p>砂利採取計画について、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更として取り扱う事項を省令で規定した。</p>	<p>【経済産業省】【国土交通省】砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令(平成31年経済産業省・国土交通省令第2号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2016/h28h1suchi.html#h28_93">https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2016/h28h1suchi.html#h28_93</a></p>	<p>経済産業省製造産業局素材産業課          国土交通省水管理・国土保全局治水課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(1)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び育児保育事業の届出届出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行いう検討の際に、必要があるとき等は、所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実地等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子ども支援員研修の実地状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の9の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_98">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_98</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。</p>			<p>【厚生労働省】「里親制度の運営について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_100">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_100</a></p>	
<p>6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成29年度中に政令を改正し、廃止する。</p>					
<p>6【内閣府(5)】【感染症(7)】【厚生労働省(19)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_103">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_103</a></p>	
<p>6【総務省】 (4)地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。</p>			<p>【総務省】任期付職員制度における他団体の定年退職者等の任用例について(平成29年1月20日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_105">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28tu_tsuchi.html#h28_105</a></p>	



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (2) 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条2項、229条2項、231条の3第7項、238条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不合法であれば下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。				【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(通知)(平成29年5月8日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_110
6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (イ) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (イ) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新田対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_111	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (イ) 同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故におよぼされた放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法(平23法110)附則6条に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年夏までに周知する。		・前半検討中。 ・後半措置済み、以下のとおり。 指摘された支障事例であるタンク・温泉源を含む放射性物質が含まれる一般消費財の廃棄時の取扱いについて、平成29年6月26日開催の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、廃棄物処理法の対象とはならないものの通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差し支えないとする当面の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に周知した。	【環境省】全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料(平成29年6月26日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_112	環境省環境再生・資源循環局総務課
6【厚生労働省】 (9) 生活保護法(昭25法144) (三) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、78条の2による被保護者の申出に基づき保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (16) 生活保護法(昭25法144) (三) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。 【措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))】		【厚生労働省】生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成30年6月8日付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_118	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H28	119	01.土地利用(農地除く)	中核市	岐阜市	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	都市公園法第27条第3項	所有者を通知している放置自転車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を通知している放置自転車については、公課滞りなどにより早急に除去することができない。しかし、所有者を通知している放置自転車については、行政執行法に基づく手続を放置しなければ除却することができない。そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続の上、現行の行政執行の手続に上らず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自転車の所有者を通知している場合、行政代執行を先行前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自転車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う所有者への希明の機会付与、③命令を行わずに、放置自転車に付いては、公課滞りなどにより早急に除去することができない状況においては極めて限定的に罰則を課すこととなる。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に損ねる、根拠喪失(所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行って)が全く見込めない状態にあり、放置自転車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまらの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	120	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条	災害救助法に規定する救済の趣旨への「福祉」「日本大震災による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法第4条の救済の趣旨に規定する救済の趣旨への「福祉」として「福祉(介護を含む.)」を、同法第7条の「救済に必要となること」が「日本大震災による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」を、同法第7条の規定に規定する救済の趣旨への「福祉」として「福祉(介護を含む.)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的処遇を要配慮者による支援の促進・調整、避難場所の整備、調整、介護、相談援助などに担い、災害時の基本施策の一つであること明確化する。	【現状】災害救助法による救済の趣旨には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む.)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援のち、避難先及び福祉避難所における活動が見られたものは、避難所設置に係る経費として復後付で整理され、災害救済費から支弁された。【支障事例】要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救済に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支障の確保が困難である。【制度改正の必要性】東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く感じられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	121	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の提供・調整を行うとともに、要配慮者によって良好な避難環境を整備・調整や介護、相談援助などを担い、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組織、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備を旨とする。都道府県間の相互支援体制を構築するための、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支障事例】厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県間の相互支援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難な状況である。被災県では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないなど、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	122	03.医療・福祉	都道府県	大府県、設置県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A.権限移譲	就学の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の確保に関する法律(認定など)関法)第28条から第30条に基づく法律(児童の権利に関する法律)第28条、第29条、第30条	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の確保に関する法律(認定など)関法)第28条から第30条に基づく法律(児童の権利に関する法律)第28条、第29条、第30条については、認可、認定などは自治体の権限を有する自治体が行えるよう法律を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令制定権・中核市が幼稚園運営認定こども園の認可等を行うに際しては、市で変更届の受理などができないこととなっていた。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令・中核市に所在する幼稚園運営認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出るようになっていない。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず法外状態で生れる可能性がある。指導監督等他の事務への影響も大きい。例えば、市が認可→事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監督を実施 となれば、市は変更届が出された事実をわづらわぬまま指導監督を行うこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	123	01.土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県、広島県	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを厳格し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにする。	宮城県議会は、県内附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。熊本では、審議会の女性の委員の比率が40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性の委員の比率が低い状態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	124	02.農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律(昭和二十八年八月二十七日法律第百七十九号)第22条	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律(昭和二十八年八月二十七日法律第百七十九号)第22条	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農業水産物の収入について、目的外使用にあつては、生じた収益に国庫補助金を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡に国庫補助金を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことと求めるもの、(国庫交付承認基準における国庫納付額の算定方法、財政交付承認基準の算定方法と整合を図ること)	【提案の背景】農林水産省による適正化に基づく(財産処分承認基準)において、財産処分が当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額より低い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」「国庫補助金を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。このうち時価評価額については、水産物から「不動産鑑定による時価評価額を算定すること」が指導されているところだが、その場合には数万円~数十万円の不動産鑑定費が必要となることから、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。【具体的支障事例】河川修繕事業において、国土交通省が施工する一級河川北川水系北上川河口部改修事業により、河口堤防が堰堤整備されたとに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該沿岸施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則し、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	125	02.農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけでなく、特に不採択の場合の理由や要配慮配分の適格性、採択の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する等を規定すること。」「不採択の理由や要配慮配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準」についてに追加する等、明文化すること。	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点をを行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知しているのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われていない。このことから、県は不採択になった事業者への説明が不十分であったり、事業実施計画への十分なフォローができていないため、業務への支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka.html
H28	126	02.農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情や働き手、作物の特性・地域別、産地の発展段階に合わせた弾力的な運用を行うこととする。	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じた創意工夫により産地イノベーションを起す事業であるにもかかわらず、実際には事業の大半は既存事業「強い農産づくり交付金」の枠組となっている。そのため、全戸一戸でコスト削減10%、収量増加10%、収率向上の増進といった成果目標の採択は設定されているが、これらの目標は、米、大豆、食料品など採択された農産物が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農業者でないと実現が極めて難しい目標であったため、事業を実施することができず、地域の振興や強みを十分に生かす仕組となっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka_yosana.html
H28	127	02.農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を模索している事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が必要となる事業である。しかしながら、当該事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村にとっては、要綱・要綱に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka_yosana.html
H28	128	02.農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱	1円超過対策に係る補助事業の一元化	1円超過対策に係る国庫補助金について、これまで子孫継承された事業(産地パワーアップ事業、強い農産づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化するよう求める。	1円超過対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農産づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これら強い農産づくり交付金をベースに組み立てられてきた事業であり、対象施設や上乗金額など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業別に県独自の実施要綱や交付金規則を制定する必要があり、事務負担が極めて重くなる。その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象となることは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka_yosana.html
H28	129	09.土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成について、対象が危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となる要件の緩和を求める。	【支障事例】当該事業については、平成27年度から中古住宅に関する取組を始めるようになってきた。加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考えた住民は増えていると思われるため、行政としても何らかの支援する取組が必要と感じているところである。現在、中古住宅(空家等)の所有者がリフォームをして、売却し出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とするとして、中古住宅(空家等)の場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象となることは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/jokka_yosana.html
H28	130	12.その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B.地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要綱	地方消費者行政推進事業実施要綱に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要綱に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始要件となっているが、事業開始要件はそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づき法定必修事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求る。	【支障事例】相談窓口で専門相談員が配置されていない、自治体が平成28年3月現在で町村あり、今後、相談機体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足している状態にあり、専任相談員を確保することが困難である。当該事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、一部の自治体においては相談員の確保等が困難な自治体もあり、相談員の確保が難しい状況となっている。また、既に相談員を確保している自治体においても、今後複雑・多様化する消費者生活に対応していくためには相談員の確保は欠かせず、最新情報の収集など定期的な知識をアップデートしていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下においては自主財源の確保が容易な状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の衰退につながるおそれがある。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118)</p> <p>(1)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118)</p> <p>(2)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。</p>					
<p>【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)</li> </ul> </p> <p>(2)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</li> </ul> </p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>			<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/buken-suishin/seimboosyu/2016/h28h1_tsuchi.html#h28_124">https://www.cao.go.jp/buken-suishin/seimboosyu/2016/h28h1_tsuchi.html#h28_124</a></p>	
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					
<p>【農林水産省】 15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
H28	131	12.その他	都道府県	青森県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項(地方独立行政法人法施行令第2条3号、地方独立行政法令第2号)並びに「地方独立行政法人法施行令第22号)」	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない「出資財産」の処分に関する定款変更の「重要でない」出資財産の処分に関する定款変更の「重要な財産」に規定する「地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」として、いただきたい。	地方独立行政法人法(以下、「法」という。)第42条の2に基づき「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づき「重要な財産」に当たらない「出資財産」の処分について、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定する「地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」として、いただきたい。	【制度改正の必要性】 本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」という。)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき「出資等に係る不要財産」及び第44条の「重要でない」出資財産の処分であり、処分が不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び出資に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後も同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更を行うためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっている。 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社へ売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない「出資財産」であるが、処分が当たらない定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html</a>
H28	132	06.環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供に関する法律	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供の提供について(H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。 【具体的な支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用(2カ月間)して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html
H28	133	02.農業・農地	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の経緯】 農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が9計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的な支障事例】 地裁再正法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者であったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地裁再正法の特例を適用せず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。 【現状】 農工法第2条第2項によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html</a>
H28	134	01.土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に意見を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html</a>
H28	135	01.土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を策定する際には、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を策定する際には、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合しないときと認めるときは、当該都道府県に対し、離島振興基本方針を変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html</a>
H28	136	12.その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の追加、転貸融資方式の追加による保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の追加、転貸融資方式の追加による保証の対象化	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないことから、連帯保証人の徴求を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見られる。 新規漁業従事者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus_jekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【環境省】 (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (u)産業廃棄物管理票交付状況等報告書(12条の3第7項)については、「循環利活用調査改善検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討等を踏まえ、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【環境省】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)(平成29年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_132">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_132</a></p>	
<p>6【厚生労働省(15)】【農林水産省(7)】【経済産業省(5)】【国土交通省(11)】 農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】 【経済産業省(6)】【国土交通省(19)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>半島振興計画の策定に係る事務については、作成を努力義務とし、主務大臣に協議し、その同意を得るプロセスを不要とするための半島振興法の改正を行った(令和7年4月1日施行)ほか、半島振興計画の作成に係る留意事項について都道府県に通知した。</p>	<p>【国土交通省】半島振興計画の作成に係る留意事項について(令和7年7月2日付け国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_134">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_134</a></p>	<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房政策課 厚生労働省政策統括室 農林水産省農村振興局地域振興課 経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局地域振興課 環境省自然環境局総務課</p>
<p>6【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】 【経済産業省(13)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑み時間を余裕を持って調整が可能となるよう事前に、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を計って策定が可能となるよう事前に、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&amp;A形式で周知した。</p>	<p>【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&amp;A</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_135">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_135</a></p>	<p>総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防犯施設助成課 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)行政政策統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興課 環境省自然環境局総務課</p>
<p>6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなど物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年度中に講ずる。 (ii)沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする。また、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会の保証を行うことを可能とする。</p>	<p>＜令2＞ 5【農林水産省】 (8)中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする。また、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会の保証を行うことを可能とする。</p>	<p>(i)平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進部の連名で都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を発送した。フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。 令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進部の連名で、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を発送した。 令和2年12月18日(令和2年の地方からの提案等)に関する対応方針において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする。また、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会の保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。 中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法案)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。 令和3年5月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定、令和3年6月6日公布、令和3年10月30日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月29日に「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。 令和4年2月1日に各都道府県が沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第11次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の改正第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める件」(令和4年3月5日の農林水産大臣が定める基準等を定める件)を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(水産庁長官通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」(水産庁長官通知)の一部改正を通知。</p>	<p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知) 【農林水産省】沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法の運用について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_136">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/feinbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_136</a></p>	<p>水産庁増殖推進部研究指導課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年次 年度 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
H28	137	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	旅行業法施行規則第1条の2第3号	第3種旅行業者(取り扱う募集型企画旅行の実施区域)の拡大	現行の第3種旅行業者では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の広域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	【制度改正の必要性】観光による経済効果を進め、旅行者の広域化・多様化をニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元・中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。県内の中小旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存在する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいという思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	138	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合・滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記)第5-1(1)才及び(4)(イ)ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就職給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就職後5年以内に農地等の所有権移転をしくる農業経営体、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】親元就農者が青年就職給付金(準備型)の給付を受けた場合、就職後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営者が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となり、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の遅やかな(5年以内)の経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka_yosau.html
H28	139	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合・滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記)第5-2(イ)ア)及び(4)(イ)ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就職給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】青年就職給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」と及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われた場合は給付金の全額を返還する。」とされており、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することを求められている。親元就農者の経営・農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度下、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka_yosau.html
H28	140	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、関西広域連合・滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	B 地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付様発第032002号厚生労働省社会・雇用政策推進局福祉部発通知)	就労継続支援A型事業(若年就職給付金)に関する特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し	【制度改正の必要性】国は、就労継続支援事業について、地方自治法に基づく技術的助言により、原則、暫定支給決定を行うよう市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメント同等のアセスメントが既に行われている市町村が認められるとは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定の実施は義務ではなく市町村判断とし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められておらず、市町村における実務において、一時的な見直しによる、就労継続支援A型事業(以下「A型事業」という。)に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給の取扱いが指摘されておらず、暫定支給決定の有無が特開金の支給の可否に大きく影響を及ぼしていること、また、障がいがある若年層者が、就労継続支援A型事業が、暫定支給決定期間経過後に継続給付を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならない取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	141	06.環境・衛生	一般市	滝川市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第37条第1項	県等が所管する砂利採取法に基づく地域の、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがある」と認められることにより、(都道府県長、指定都市の長又は河川管理者として、許可を申請するにあたって、地下水が漏れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の弱体化や、再入した土壌を伴った汚染による、ポーション汚染による、約半分の深層と埋め戻し等の不適切処理があるため、このうち、滝川市は3カ所での不適切処理の発生は例にとらう。)	【背景】山崩れ、立山連峰から富山湾に注ぐ早川川の豊富な清流や溜池状に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物トウライ村遊園地など各地域の景観や大木等の形成に寄与している。また、滝川市は、大規模な砂利採取が頻りに行われ、水資源の枯渇や、地盤の不安定による地盤沈下等の被害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた砂利採取事業者は、採取作業終了後、埋め戻し作業の不徹底による地盤の弱体化や、再入した土壌を伴った汚染による、ポーション汚染による、約半分の深層と埋め戻し等の不適切処理があるため、このうち、滝川市は3カ所での不適切処理の発生は例にとらう。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	142	03.医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	教育学の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	【幼保連携型】以外の認定子ども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること求める。	【背景】幼保連携型「認定」子ども園の「認定」権限は中核市に付与されているが、他の種類の認定子ども園(「幼保連携型」「保育所型」及び「地方整備型」)に係る「認定」権限は、都道府県に付与されている。一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「認定」権限は、いずれの類型においても市町村が持っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	143	03.医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	子ども子育て支援法第27条第4号	施設型給付費等に係る(処遇改善等加算)の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	【背景】施設型給付費等に係る(処遇改善等加算)について、(処遇改善等加算)の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめ、都道府県が行うこととされているが、「子ども子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)開始、当該認定に関する権限についても、中核市が持っていた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	144	03.医療・福祉	指定都市	仙台市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	感染症予防接種費等国庫食糧(補助)金交付要綱第7項、保健衛生施設等施設・設備整備補助金交付要綱第8項、食料計立給付費	感染症予防接種費等国庫食糧(補助)金交付要綱第7項、保健衛生施設等施設・設備整備補助金交付要綱第8項、食料計立給付費	【背景】施設型給付費等に係る(処遇改善等加算)について、(処遇改善等加算)の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめ、都道府県が行うこととされているが、「子ども子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)開始、当該認定に関する権限についても、中核市が持っていた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	145	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療計画の策定及び医師会等の設置にかかわる事務	医療計画の策定に関する事務・権限の移譲	【背景】医療計画の策定は、国の指令によるものではないが、各地域の医療機関、疾患別の医療提供体制、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、現行の医療計画策定権限が県のままである場合には、地域の実情を適切に反映させることが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	146	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4、5、6、9、11	地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定	【背景】地域医療構想は、国民生活の安定・向上を図るとともに、地域医療提供体制の整備・充実を図ることを目的とし、国の指令によるものである。地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定は、地域の実情を適切に反映させることが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(4)旅行業法(昭27法239)</p> <p>(注)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するコースの高さを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>			【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_137	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(30)特定求職者雇用開発助成金 特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するのについても助成の対象とできるように、「雇用開発助成金支給要領」(平成25年労働省職業安定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年中に通知する。 [措置済み(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知)]</p>			【厚生労働省】雇用安定事業の実施について(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_140	
<p>【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】</p> <p>砂利採取法(昭43法74)</p> <p>(1)市町村長の砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]</p>			【経済産業省】【国土交通省】砂利採取法第37条第1項の解釈について(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課長、国土交通省水管理・国土保全局水政課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_141	
<p>【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条)</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</li> </ul>					
<p>【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】</p> <p>子ども子育て支援法(平24法65)</p> <p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			【内閣府】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算について「の一部改正について(平成29年4月27日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ceianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_143	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H28	147	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定	地域医療確保を実現するための財政措置である地域医療介護総合確保基金の確保分について、県ではなく市が主体的に計画を策定して、執行できるようにする。	基金は県全域を対象に県が事業計画を策定するが、その事業効果が県域全体に及ぶことが必要とされている。その中で、県立の施設の整備費に予算が優先的に配分されるなど、本市も含めた地域医療の課題解決につながるよう配分になっていない。基金を活用したと提案したにもかかわらず、県の条例に合わないという理由で使用されない事業もある。県内でも地域間で医療に関する事情や課題は異なることから、県が一律に計画を定めるには限界があり、地域の実情を把握している市が計画を策定すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html">https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html</a>	
H28	148	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法(子ども・子育て支援法)	保育所の整備・運営への民間事業者の積極的な参入を実現するための民間緩和(イールドアップテイングの実現)	株式会社が保育所を建設・改修等により整備する際に補助金を支出する場合に、財源として地方債を活用できるものとする特別法の制定	【制度改正の必要性】 待機児童解消のための保育所等の整備は、目標の実現に向けて、特に緊急に対応すべきものとされている。大崎市での待機児童解消のための保育所等の整備において、活用できる民間の資産や土地が限られている中で多様な民間主体の整備方法を可能とする必要があり、制度面では、株式会社など民間事業者の参入が進められている。しかし、財源面においては、自らもしくは公共的団体が整備する場合は地方債の活用が認められていない。総務省からはPPP/PFIの導入促進のためイールドアップテイングを図るとされているが、この保育所の事例においては、民間事業者による整備は不利な扱いとなっている。	【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金の財源として地方債が活用できないことにより、限られた財源の中では、他の必要なサービスから財源を抽出しなければならないなどの支障が生じている。本市においては、平成25年度の待機児童ゼロ達成後も、増加する保育所申込者に対応するため引き続き整備を進めており、今後、必要な保育所の定員拡大への対応に支障が生じることも危惧される。多様な主体を活用して保育所の整備を加速していただくには、イールドアップテイングを図ることは必要である。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html
H28	149	05.教育・文化	都道府県	香川県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財局長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、選考者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、同奨学金に準拠した県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を平成23年度に創設し貸付を実施する。また、地元定着を要件に選考支援を行っている。また、左記要綱等に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も昨年度導入し、今年度の大学進学者等から実施している。今回新たに設定された日本学生支援機構の無利子奨学金に係る地方創生枠(100名)は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、日本学生支援機構の予約採用(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者の返還考を行うこととし、この選考から漏れた通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。ただし、県の返還考時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができないため、予約採用に係る成績要件や所得要件で返還考をせざるを得ず、本人の大学入學前に在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認を再度行う必要があるが生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。例えば、県の返還考により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさなかったため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県の返還考より推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html	
H28	150	05.教育・文化	都道府県	京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分県、堺市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)の修理、防災事業費国庫補助要項等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財の耐震対策工事に對する国庫補助の補助率を引き上げる。	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本館の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku_yosan.html	
H28	151	05.教育・文化	都道府県	京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分県、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)の修理、防災事業費国庫補助要項等	文化財の耐震対策工事に對する国庫補助の補助率を引き上げる。	災害復旧工事では国庫で85%は補助されるが、耐震化工事は50%補助にとどまる。近年、大規模災害が頻発している中、公共施設だけでなく、文化財の防災対策について推進する必要があるが、所有者の負担が大きいため進んでいない。	—		
H28	152	05.教育・文化	都道府県	京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分県、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	史跡等購入費国庫補助要項	史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充	史跡等の公有化、整備活用を促進するため、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じなどの助成措置等を拡充する。	史跡の買上げには公園等を順次整備していく目的があるため、かなり大がかりな規模(森仁京や長岡京跡など)で複数年の買上げになる。史跡等の公有化、保存整備及び活用が促進するためには、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じなどの助成措置等の拡充が必要。	—	
H28	153	12.その他	都道府県	京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二、3の1の項	マイナンバー制度における情報連携(行政手続)に関する要件緩和(法定事項における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して対象拡大する特別支援学校への教育支援のために必要な経費の支拂に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供を含む)が規定されている。しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への教育のために必要な経費の支拂に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方現況情報又は住民関係情報に限られる(マイナンバー法第三7の1項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への教育奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領II」)。しかし、当該事務において、生活保護受給者情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html		
H28	154	12.その他	都道府県	京都府、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県、交通省	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第2項、第19条第7号、別表第二、3の1の項	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行政手続)に関する要件緩和(特別賃貸貸付住宅についても条件により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行政手続を可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供を含む)が規定されている。また、別表第二に規定されている特定個人情報(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。その上で、情報連携(行政手続)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の範囲を以下のとおり規定されている。 ① 事務の範囲が定められる ② 情報提供及び提供を受ける特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の3の1の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として行政手続を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0～214,000円)。本府においては、特別賃貸貸付住宅(収入階層:月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層層のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。そのため、地方公共団体が所有する住宅を多数(特別賃貸貸付住宅)において、行政手続が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円～487,000円)については、行政手続が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	https://www.cao.go.jp/bankei-sushin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekku.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】</p> <p>(9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与における優先権(地方創生特)の推薦を受けた在学採用の手段による採用者のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>					
<p>【内閣府(8)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>					
<p>【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法4)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。</p> <p>・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&amp;A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。</p> <p>・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_154</a></p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H28	155	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(伊外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(伊外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条項で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。また、同法第19条第14号に基づき情報連携(伊外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(伊外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨が別表第二の事務の範囲外における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表第二と同一の範囲内 【支障事例】 別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における活付書類の取扱に差異が生じる)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku.html
H28	156	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第143条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると思われる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税は、自動車の所有者に課することされている。ローン完済後に買主が自動車の所有権移転登録されない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車と差を押し替えることができず、滞納整理の妨げとなっている。	—
H28	157	02.農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第451号通知)	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める。	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点) をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っている、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるもの、②はさらなる積み上げが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額。若しくは、内示がなかったり、必要な事業推進への障壁となっている。例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みとしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku.html
H28	158	02.農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の制限を緩和し、実施として丸投げでない委託については50%を超えても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲隊を編成している市町村、親友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実施として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku.html
H28	159	07.産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は議決時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつまみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	—
H28	160	06.環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための生活基盤施設耐震化等交付金に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための生活基盤施設耐震化等交付金について、水道施設の耐震化の新築お新築及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震化率向上が急務であるが、水道事業者においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が確苦となり、対策が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku_yosan.html
H28	161	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、両球の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分は本府の実績や意向が反映される偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。(区分1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(区分2)居宅等における医療の提供に関する事業(区分3)医療従事者の確保に関する事業	—
H28	162	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となる見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku_yosan.html
H28	163	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否等も不明なので、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまふ、年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jokku.html
H28	164	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27号)</p> <p>(a) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている期間に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平成27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。</li> <li>独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</li> </ul>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_155">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_155</a></p>	
<p>6【農林水産省】 (14) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。</p>			<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け農林水産省生産局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_158">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h286_tsuchi.html#h28_158</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (17) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成16法64) 地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H28	165	12.その他	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項	総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項	総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項	総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項 総合特別区域法第12条及び第15条、前法第9条第2項	関係イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出してきており、さらには、政府による投資や、当該事業者より、R&Dに特化した開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行なっており、順調に進行している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいかなる学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開し、予定でしかかたならぬ。当該事業者は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画変更等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。	関係イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku_yosana.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku_yosana.html</a>
H28	166	06.環境・衛生	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟の適正化に関する法律	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	
H28	167	03.医療・福祉	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の円滑化について	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分の調整を弾力的に認めるとする	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分の調整を弾力的に認めるとする	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分の調整を弾力的に認めるとする	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分の調整を弾力的に認めるとする	—	
H28	168	06.環境・衛生	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	
H28	169	06.環境・衛生	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第5項、第30条 自然公園法施行規則第11条の3	自然公園法第20条第5項、第30条 自然公園法施行規則第11条の3	自然公園法第20条第5項、第30条 自然公園法施行規則第11条の3	自然公園法第20条第5項、第30条 自然公園法施行規則第11条の3	自然公園法第20条第5項、第30条 自然公園法施行規則第11条の3	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	
H28	170	10.運輸・交通	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4.5.9.15.21-2.31.79.94条	道路運送法第4.5.9.15.21-2.31.79.94条	道路運送法第4.5.9.15.21-2.31.79.94条	道路運送法第4.5.9.15.21-2.31.79.94条	道路運送法第4.5.9.15.21-2.31.79.94条	—	
H28	171	10.運輸・交通	兵庫県、三田市、淡路県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条(有償運送) 道路運送法第80条(無償運送) 道路運送法第81条(有償運送) 道路運送法第82条(有償運送)	道路運送法第79条(有償運送) 道路運送法第80条(無償運送) 道路運送法第81条(有償運送) 道路運送法第82条(有償運送)	道路運送法第79条(有償運送) 道路運送法第80条(無償運送) 道路運送法第81条(有償運送) 道路運送法第82条(有償運送)	道路運送法第79条(有償運送) 道路運送法第80条(無償運送) 道路運送法第81条(有償運送) 道路運送法第82条(有償運送)	道路運送法第79条(有償運送) 道路運送法第80条(無償運送) 道路運送法第81条(有償運送) 道路運送法第82条(有償運送)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	
H28	172	09.土木・建築	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	
H28	173	09.土木・建築	兵庫県、洲本市、淡路県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の帰属)	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の帰属)	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の帰属)	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の帰属)	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の帰属)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teambosyuu/2016/teambosyuu_jokoku.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【環境省】</b>  (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)  (1)一定の区域において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。</p>			<p><b>【環境省】</b>鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の被害の対応方法について(平成29年1月23日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_166</a></p>	
<p><b>4【環境省】</b>  (1)自然公園法(昭32法161)  地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営については、地域の実情に応じた課題に対応するために一層の普及を図ることとし、各国立公園における先導的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。</p>					
<p><b>6【環境省】</b>  (3)自然公園法(昭32法161)  国立公園内の特別地域における一定の行為について都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議(20条5項)については、省令を改正し、一定の要件を超える工造物の新築等(施行規則11条の3第1号)及び一定の面積を超える土地の開墾等(同条2号)を平成28年度中に協議対象から除外する。</p>					
<p><b>6【参事者(11)】【国土交通省(18)】</b>  空室等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)  (五)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	174	09.土木・建築	都道府県	兵庫県 農研庁、 設置県、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、奈良 県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和 (17号国土交通省住宅局長通知)	B 地方 に対する 規制緩和 (17号国土交通省住宅局長通知)	公共住宅の地域対応活用に係る期間の緩和 公共住宅の地域対応活用に係る期間の緩和 公共住宅を10号地区向け住宅に活用できる地域対応活用に係る期間の緩和 公共住宅の地域対応活用に係る期間の緩和	【現状】 多数の課題を対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応」の実施が認められているが、地域対応活を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとなっている。 【支障事例】 面を単独で「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各戸別の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間にわたって、地域創生戦略の計画期間(5年間)を満了し継続的な事業展開が困難な状況にある。既に地域対応活を実施している県内の市では活用団地等に必要に応じて変更も承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「既存公共住宅のストックの有効活用の観点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。 【支障理由】 1. 公共住宅から除外するためには、 ①その土地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当な場合であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域における農用地の集約化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集約に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業利用以外の用途の高度な土地利用がもたらす負面的な影響が農用地の農業に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地の基礎整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 【支障理由】 【支障事例】 【支障理由】	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	175	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	B 地方 に対する 規制緩和	農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	【現状】 農業地域から除外するためには、 ①その土地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当な場合であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域における農用地の集約化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集約に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業利用以外の用途の高度な土地利用がもたらす負面的な影響が農用地の農業に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地の基礎整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 【支障理由】 【支障事例】 【支障理由】	
H28	176	02.農業・農地	都道府県	兵庫県 小野市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	B 地方 に対する 規制緩和	2ha未満の農用地利用計画の変更における県の同意協議の見直し	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	
H28	177	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 設置県、 大塚市、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市、 関西広域 連合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和 (第13条第2項)	B 地方 に対する 規制緩和	就学する子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	178	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 川西市、 設置県、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市、 関西広域 連合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和 (第13条第2項)	B 地方 に対する 規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府(文部科学省・厚生労働省令第1号)	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	179	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 設置県、 大塚市、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市、 関西広域 連合	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	保育所等における保育士等の配置に関する要件緩和	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka_yosan.html
H28	180	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 川西市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業(放課後児童支援員等活用改善等事業)補助要綱 4 実施方法	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	
H28	181	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	182	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 設置県、 京都市、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	平成21年6月29日付 雇児第0629001号の7 厚生労働省雇用等・児童家庭局長通知	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	183	05.教育・文化	都道府県	兵庫県 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html
H28	184	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	B 地方 に対する 規制緩和	指定地域養老型サービスの事 小規模多機能型居宅介護 指定地域養老型サービスの事 小規模多機能型居宅介護 指定地域養老型サービスの事 小規模多機能型居宅介護	【現状】 農業地域内農地上に係する除外要件の緩和について	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/einabosyuu/2016/einabosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】</p> <p>(3) 公営住宅法(昭26法193)</p> <p>(3) 公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					
<p>6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。</p> <p>・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【内閣府】幼児連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(平成29年3月31日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_177">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_177</a></p>	
<p>6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。</p> <p>・保育室等の設置数(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> <p>・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> <p>・幼児連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>		<p>満3歳以上の保育室を2階までに確保している場合、遊戯室を3階以上に設置可能であることを明確化した。</p> <p>満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合の屋上園庭の設置要件の見直しを行った。</p>	<p>【内閣府】幼児連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて【最終改正】平成29年3月31日付け府令第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_178">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_178</a></p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】</p> <p>子ども子育て支援法(平24法65)</p> <p>(v) 病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、(病児保育事業実施要綱)(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。</p> <p>・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。</p> <p>・利用児童が2名以下で実施する。</p> <p>・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術を修得している看護師1名が常駐する。</p> <p>・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p>			<p>【厚生労働省】病児保育事業の実施についての一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_181">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_181</a></p>	
<p>6【文部科学省】</p> <p>(6) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)</p> <p>高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【文部科学省】高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_183">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_183</a></p>	
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(18) 介護保険法(平9法123)</p> <p>(v) 小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【厚生労働省】</b> (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164)障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p><b>6【厚生労働省】</b> (12)国民健康保険法(昭33法192)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_186">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_186</a></p>	
<p><b>6【国土交通省】</b> (13)生産緑地法(昭49法68)生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【国土交通省】都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令案について(平成29年5月) 【国土交通省】都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について(平成29年5月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_190">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_190</a></p>	
<p><b>6【内閣府】</b> (10)地方創生推進交付金 (イ)地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続の簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p><b>6【内閣府】</b> (10)地方創生推進交付金 (イ)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	担当管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
		05.教育・文化	都道府県	兵庫県、淡路県、大阪府、和歌山県、鳥取県、京都府、西宮市、広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用を主とするものの拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするし、番号別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のために地方公共団体等が出資して設立したものに限る)を指すこと。(貸与申請、返還免除、返還滞りに係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会へ奨学金事業等を移管している。【支援事例】当該奨学金事業は、もとも独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定のグループで、10人以下など人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅のみならず建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とする。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規程】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④室内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支援事例】本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋敷の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第87条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡を緩和するとし、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【変更事例】用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実施として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(特定行政行為が都市計画法のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求める。(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定中は、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協定に緩和する。(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政行為が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際、基準の明確化を求める。(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定中は、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協定に緩和する。	【支援事例】旅館業法の第4次改定では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの取組が進むことにより、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6カ月、事前協議に3カ月、承認申請に3カ月要しており、地方側の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	(1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第12条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第9条の3、消防法施行令第4条の3	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定のグループで、10人以下など人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている設置基準に基づいて、戸建住宅と同様の規制に緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防炎物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【変更事例】本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋敷の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	10.運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品造成が求められている。 【支援事例】観光庁に認定された広域観光周遊ルートせとら・海の道を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとら観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を行っているが、道路運送車両法第12条では、使用の本拠の位置に変更があったときは、16日以内に国土交通大臣の行方変更登録の申請をしなければならないとされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管理する警察署長に届出を行うこととされている。広域観光周遊のルート、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県⇄愛媛県)であり、レンタカーの集積・サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配置事務所をレンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗換で料金に転嫁されておき、観光客にとって魅力ある旅行商品造成につなげることが難しい。	
	H28	10.運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸貸・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっていない島も多数あり、移動手段が船に限られる。観光が盛んな場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 【支援事例】観光庁に認定された広域観光周遊ルートせとら・海の道を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとら観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運送車両法第12条では、使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行方変更登録の申請をしなければならないとされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管理する警察署長に届出を行うこととされている。瀬戸内の島々において、瀬戸内系芸術祭と短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につなげることができるが、同法の規定がネックとなり、カーシェアリングを開業することができない。	
	H28	08.消防・防災・安全	施行時特例市	厚木市	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)については、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能な措置	【制度改正の必要性】不透明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗直しについては、都道府県公安委員会との協議がとれているが、補修ができない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車がはねられて死亡する事故が発生した。事故の直接的因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は塗れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不透明規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護の返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費の滞りや滞り、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の滞りや受給一時滞りなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る滞りが発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金滞りの原因には、ケアワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もおり、こうした被保護者からは、生活保護費が滞りやすいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れて本来返還すべき金額を使ってしまう、納付が困難になるケースも発生している。これらは、返還金の回収率が改善しない原因のひとつとなっており、現場のケアワーカーの間にも保護費滞りの調整を要する声がある。平成26年の法改正により、生活保護費滞りに関する滞りについては、本人の申出があれば生活保護費滞りの滞り調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を容許しているといえるため、同様の改正をお願いしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
	H28	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第75条、厚生労働省社会・援護局長通知(生活保護費滞り届出の届出に係る公正な返還金等の債権管理)について(平成25年12月8日改正)	債権届出申請を出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、収入があるにも関わらず未申告であったり、年金を過去に滞って受給するなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金滞りが発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金滞りの原因については、平成27年12月に厚生労働省の通知が改正され、より厳格な管理が求められることとなった。公債債権であり債権に管理すべきことは当然であるが、返還金等を未納のまま本人が死亡するケースも存在する。このようにケースに対して厚生労働省の通知の厳格な債権管理を行うことは、回収が極めて困難な債権の管理に時間や費用がかかることとなり、費用対効果の面からも合理的とはいえない。また、保護受給中の債務者への納付指導や、生活保護費の本来の目的である生活の自立助成に係る指導に時間をとることができなくなる。また、債権滞りの発生により、生活保護滞りに関する滞り調整が難しくなり、債務者が滞りを出した場合であっても劇的に滞り状況が好転しているとは極めて稀であるため、大半は相続放棄を申し出ることとなる。しかしながら、厚生労働省の通知の滞り調整を行うとされる。相続人全員から家庭裁判所が発行する相続放棄の申述を徴収する必要があり、過大な事務が発生する。このため、例えば、相続人からの相続放棄の申立書で代替することや申立書提出するよう回収依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものと取り扱うなど手続きの簡素化を認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>(参考)</p> <p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (注)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目的として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)公共性の高い業務における個人番号制度の活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 [措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号))]</p>	<p>個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p>
<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭28法201) (i)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_203">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_203</a></p>	<p>【警察庁】市町村等から道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)</p>
<p>6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づき(保護費からの徴収と同様)あらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目的として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。 [措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_204">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_204</a></p>	<p>【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8日付け子960608第1号、社援発0608第1号)</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H28	206	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成26年3月31日付け事務連絡「PCVシート等の実施に期して国が設定する平成28年度の目安および支援状況調査における項目の追加について(依頼)」 平成28年3月31日付け事務連絡「生活困難者自立支援制度の新たな評価指標の運用について」 平成28年4月8日付け事務連絡「生活困難者自立支援制度の新たな評価指標による調査の報告要領について」	生活困難者自立支援制度における事務の簡素化	生活困難者自立支援制度に関する①毎月の実施報告を毎月1回、②フォローアップ報告を自治体から抽出自治体に変更し、実施機関の負担軽減を図るよう、運用改善を求める。	平成27年4月から生活困難者自立支援制度が施行し、広島市でも月に約150件の相談を受け、その結果を毎月、厚生労働省に報告している。また、フォローアップ報告の件数も増加傾向にあり、実施機関の負担が増えている。月別の相談件数報告については、集計作業等の負担を軽減するために四半期分をまとめて提出することとした。また、フォローアップ報告についても、事務負担が大きいため、地域の実情を勘案して対象の地方公共団体を抽出調査していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	207	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	若年性認知症支援事業実施要綱 (平成26年7月9日老発0709第3号 認知症施策等総合支援事業の実施について別添)	若年性認知症支援コーディネーター(以下、コーディネーターという。)を指定都市でも設置できる権限移譲を求める。	若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、活用可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすくなっている。これらの問題を解消し、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わる者のネットワークを構築するため、平成26年度から都道府県を実施主体としてコーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮した労働者支援や社会参加支援等を推進する若年性認知症支援コーディネーター設置率が高くなったが、都道府県の同事業への取組は低水準であり、未実施の県も多いため、位置づけとして、限られた人員で広域を担当するため、各地の実情を踏まえた医療、介護、福祉、雇用等のネットワーク構築が困難であり、面談や、医療機関・就労相談への同行といった細かい支援の展開も困難である。このため、コーディネーターの配置に係る権限について、指定都市に移譲することを提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>		
H28	208	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則38条、52条	介護予防支援認定期間の一層の弾力化	申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で状態の変化が見えにくい被保険者については、更新申請における認定の有効期間を、個々の状態に応じて更新が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	高齢者数の増加に伴い、認定申請件数が増加しており、被保険者、認定審査員、主治医、介護認定審査会委員及び被保険者の関係者の負担となっている。介護保険法及び同法施行規則において、要介護・要支援認定の有効期間が毎月又は12か月、上限12か月又は24か月とされており、今回の制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、更新申請時の認定有効期間が、一律原則12か月、上限24か月に延長された。しかしながら、今後各都市間においては申請件数の増が見込まれており、関係者の負担軽減が必要である。申請件数の増加に対応するとともに、被保険者個々人の状態に応じたきめ細い対応もできるように、有効期間の延長を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	209	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法	市町村において可能性のある年金記録の範囲の拡大	市町村に、法定受託事務及び協力・連携業務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	国民年金では、その事務の事務の一部を市町村が行うこととされているが、市町村は法定受託事務及び協力・連携業務として、住民からの届出受付等の窓口業務の一部を行っている。①年金情報と見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	国民年金では、その事務の事務の一部を市町村が行うこととされているが、市町村は法定受託事務及び協力・連携業務として、住民からの届出受付等の窓口業務の一部を行っている。①年金情報と見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>
H28	210	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第16条	児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化	民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を求める。	児童福祉法第16条により市町村の区域には児童委員を置くこととされているが、同条第2項で「民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっている。しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度:1,078件)を占めているのに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化・実証化し、児童相談所における相談件数も増加(平成21年1,075件→平成23年1,031件)しているが、児童委員を兼任している民生委員の負担が増加している。また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として55歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は63.2歳であり、年代別では30代・40代が極端に少なく、60代が半数を占めている。つまりは、地域の実情に応じて民生委員は別の者が児童委員になることができるが、児童福祉法において、民生委員を兼任しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法16条2項を「民生委員を児童委員に充てることとする」と規定して改正を求めたい。	児童福祉法第16条により市町村の区域には児童委員を置くこととされているが、同条第2項で「民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっている。しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度:1,078件)を占めているのに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化・実証化し、児童相談所における相談件数も増加(平成21年1,075件→平成23年1,031件)しているが、児童委員を兼任している民生委員の負担が増加している。また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として55歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は63.2歳であり、年代別では30代・40代が極端に少なく、60代が半数を占めている。つまりは、地域の実情に応じて民生委員は別の者が児童委員になることができるが、児童福祉法において、民生委員を兼任しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法16条2項を「民生委員を児童委員に充てることとする」と規定して改正を求めたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>
H28	211	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第23条、第76条他又は、医療法第25条	介護保険事業者に対する検査権限の強化	①介護保険法における、関係医療機関(介護事業者を直接行っていない。)が、介護事業と関係する医療機関に対する報告徴収・立入検査業務の付与又は医療法における介護事業者に対する報告徴収・立入検査業務の付与及び医療法における報告徴収・立入検査により取得した情報閲覧限の付与を求める。	平成27年度、内部通報を端緒として、医療機関が法人を設立し運営する訪問看護ステーションにおいて、医療機関に勤務する看護師等が勤務しているかのように装い、不正な手段により指定更新を不正に実施が報告された。このことを受け、介護事業者と関係する医療機関に対して看護業務の勤務状況の把握を有する医療機関に対して看護業務の勤務状況の把握を有するようとするなど、関係医療機関に対する検査権限を設ける法改正することを提案する。または、医療法において、保健所が医療機関に対して看護師等の勤務状況の把握を有するなど検査権限を有しているため、関係する介護保険事業者に不正の疑いがある場合に、医療機関に対して検査を行い、これにより医療所が得た情報を介護保険事業の指導においても活用できるように活用できるように提案する。	平成27年度、内部通報を端緒として、医療機関が法人を設立し運営する訪問看護ステーションにおいて、医療機関に勤務する看護師等が勤務しているかのように装い、不正な手段により指定更新を不正に実施が報告された。このことを受け、介護事業者と関係する医療機関に対して看護業務の勤務状況の把握を有する医療機関に対して看護業務の勤務状況の把握を有するようとするなど、関係医療機関に対する検査権限を設ける法改正することを提案する。または、医療法において、保健所が医療機関に対して看護師等の勤務状況の把握を有するなど検査権限を有しているため、関係する介護保険事業者に不正の疑いがある場合に、医療機関に対して検査を行い、これにより医療所が得た情報を介護保険事業の指導においても活用できるように活用できるように提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>
H28	212	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条	連携協約を締結した連携中核都市間の地域医療介護総合確保基金の設置権限の移譲	連携中核都市において地域医療介護総合確保基金を設置できるように提案を求める。	広島市では、経済圏や生活と深く関わっている広島広島都市圏の23市町(山口県の一部を除く。)と連携協約を締結し、圏域全体の経済活動とにぎわいの創出、高次都市機能の整備に積極的に取り組むこととしている。中でも、医療分野の取組としては、広島都市圏の救急医療体制の構築、救急相談センター事業の実施やICTを活用した地域医療支援など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組み方針としている。こうした取組を進捗するために地域医療介護総合確保基金を活用して体制整備を行うことが考えられるが、同基金は都道府県計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施する都道府県に設置されることになっており、県を跨る広島広島都市圏の事業には、広島、山口のいずれの基金も活用することができない。こうした状況を解消し、連携中核都市間においても同様に基金事業計画を策定し、同基金を活用し、圏域の特性に応じた施策を推進することができると、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域対応の医療連携を位置付けている連携中核都市間の移譲を求める。	広島市では、経済圏や生活と深く関わっている広島広島都市圏の23市町(山口県の一部を除く。)と連携協約を締結し、圏域全体の経済活動とにぎわいの創出、高次都市機能の整備に積極的に取り組むこととしている。中でも、医療分野の取組としては、広島都市圏の救急医療体制の構築、救急相談センター事業の実施やICTを活用した地域医療支援など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組み方針としている。こうした取組を進捗するために地域医療介護総合確保基金を活用して体制整備を行うことが考えられるが、同基金は都道府県計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施する都道府県に設置されることになっており、県を跨る広島広島都市圏の事業には、広島、山口のいずれの基金も活用することができない。こうした状況を解消し、連携中核都市間においても同様に基金事業計画を策定し、同基金を活用し、圏域の特性に応じた施策を推進することができると、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域対応の医療連携を位置付けている連携中核都市間の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>
H28	213	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成26年厚生労働省令第63号(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)第10条及び附則第2条	放課後児童支援員資格要件等の緩和等	1.放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第7項に定める「都道府県知事が行う研修を指定都市が実施できる」も権限移譲を求める。 2.省令第10条第3項第1号及び第2号を適用し、1年以内に研修を受修したことを予定している者を含むとすると、省令を見直すよう求める。 3.省令第10条第5項の併設施設への業務について、利用児童が帰宅するなど入退時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支援が必要な場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の責任者とする。2人の放課後児童支援員より、当該施設及び併設される放課後児童クラブより運営できるように省令を見直すよう求める。	1.放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第7項に定める「都道府県知事が行う研修を指定都市が実施できる」も権限移譲を求める。 2.省令第10条第3項第1号及び第2号を適用し、1年以内に研修を受修したことを予定している者を含むとすると、省令を見直すよう求める。 3.放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業については、専任の放課後児童支援員を1人以上は補助員が同一敷地内にある他の施設に業務できることとしている。本件では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支援が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼任している。しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に1人の放課後児童クラブが20人以上も併設の放課後児童クラブを合わせて38人以下となった場合はAクラブが2人、Bクラブが5人、放課後児童支援員を専任にせず、放課後児童支援員5名以上のクラブを業務することにより、運営できるようにしたい。なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた上で、中途から複数のクラブを兼任することはできないとの回答を得ている。	1.放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第7項に定める「都道府県知事が行う研修を指定都市が実施できる」も権限移譲を求める。 2.省令第10条第3項第1号及び第2号を適用し、1年以内に研修を受修したことを予定している者を含むとすると、省令を見直すよう求める。 3.放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業については、専任の放課後児童支援員を1人以上は補助員が同一敷地内にある他の施設に業務できることとしている。本件では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支援が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼任している。しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に1人の放課後児童クラブが20人以上も併設の放課後児童クラブを合わせて38人以下となった場合はAクラブが2人、Bクラブが5人、放課後児童支援員を専任にせず、放課後児童支援員5名以上のクラブを業務することにより、運営できるようにしたい。なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた上で、中途から複数のクラブを兼任することはできないとの回答を得ている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>
H28	214	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則第93条	屋内におけるFCVへのFCVアクト導入を可能とする規制緩和	FCVアクトに係る屋内ガスディスプレイ設置基準の緩和を伺う。	FCVアクト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充てんが可能であることがFCVアクト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素タイプのディスプレイの上には、水素が漏洩しないよう構造とすることと定められていることから、実際、屋内での水素充てんは不可能となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	215	06.環境・衛生	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、姫路市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則第64条	FCV及びFCVへの水素セフア充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCVアクトへの水素セフア充てんを可能とする。	水素の充てんでは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際は保安保護者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCVアクトの業者が、セフア充てんを行うことができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	216	08.環境・衛生	都道府県	徳島県、奈良県、兵庫県、鳥取県、香川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	道路法第32条、道路法施行令第3条	道の駅/等道路空間設置型水素ステーション等設置の規制緩和	道の駅/等道路空間設置型水素ステーションを、道路法第32条第1項及び第2項(道の駅)の適用対象物件とする。	本県では平成27年10月に「徳島県水素ステーション構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。道路利用客が気軽立ち寄りできる、県下に広がる道の駅/等道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できている。そのため、道の駅/等道路空間に設置することができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	217	03.医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の法定雇用割合の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない障害者]については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の法定雇用割合の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない障害者]については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	—	
H28	218	08.消防・防災・安全	都道府県	徳島県、奈良県、大阪府、兵庫県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第49条の11	自主防災組織等への円滑な避難行動要支援者名簿の提供のための見直し	自主防災組織等に対して、平常時において本人同意や条約の特別の定めを要するに避難行動要支援者名簿の提供が可能なよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	被災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の提供が不十分なことから、本人同意を得られない方のみで行っているが、本人同意を得ることには極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意を得られない方の名簿情報を外部提供し、地域の支援関係者との情報共有ができ、被災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、情報提供の必要性は変わらぬため、災害対策基本法を改正すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	
H28	219	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、姫路市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金補填第1条	子ども・子育て支援交付金の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリーサポートセンターの円滑な運営を促進し、子ども・子育て支援交付金の対象経費を明確化し、国・自治体の負担軽減を図る。	病児・病後児ファミリーサポートセンターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児児のケアを行うため、感染症対策の強化について市町村及びボランティア運営者から強い要望が出されている。また、「関係員自身を通じて感染につながることを防止し、提供員と関係員のマッチングを行い、病児・病後児ファミリーサポートセンターの円滑な運営を促進し、国・自治体の負担軽減を図る。」「病児・病後児ファミリーサポートセンター事業を進めていくにあたっては、感染症対策が特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金交付金交付対象の記載は「実施に必要な経費」と限定的であり、感染症対策に関する経費について対象経費となる読み取れないことから、提供員・関係員双方の要望に応える設立・運営が踏み切られ、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリーサポートセンター事業を通じて推進していきたい。また、理解を促すことにも繋がる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu.jokoku.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (25)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】支援状況調査の報告期限について(平成28年12月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_206">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_206</a></p>	
<p>【厚生労働省】 若年性認知症施策総合推進事業実施要綱 (27)若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について(平成30年3月29日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_207">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_207</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (イ)更新認定に係る要介護認定有効期間(28条)及び要支援認定有効期間(33条)については、認定事務の処理件数の減により事務職員等の負担軽減を図るため、省令を改正し、上限を現行の24か月から36か月に延長する。</p>			<p>【厚生労働省】介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_208">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_208</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要綱 市区町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用されている社会保険オンラインシステムの有償型窓口装置(以下「窓口装置」という。)については、年金記録全般の相談にも利用可能であることを、「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要綱(平28日本年金機構国民年金部、以下「実施要綱」という。)を改正して明記し、平成29年度から円滑に適用して運用できるよう、貸与希望の照会も含め、市区町村に周知する。その際、実施要綱に定めている「年金相談受付票」については、窓口装置を活用した年金相談の場合に記入が必要なものであることが明確となるよう、名称の変更を含め、適切な措置を講ずるとともに、記入を求めている情報が記録されるのであれば、市区町村が独自に様式を定めることを可能とする。</p>			<p>【厚生労働省】市区町村における窓口装置を用いた年金記録に関する相談業務実施要綱【抜粋版】</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_209">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_209</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (3)民生委員・児童委員の職務(民生委員法(昭23法198)14条及び児童福祉法17条1項)については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事業に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員(児童福祉法17条2項)等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制度の活用に当たって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】児童委員、主任児童委員の活動の推進について(平成29年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_210">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_210</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (イ)指定居宅サービス事業者等の事業に関係のある場所(医療機関等)への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査については、個別の案件に応じて必要等を勘案しながら、催告等(76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、115条の17、115条の27、115条の43及び115条の45の7)の規定に基づいて、適切に判断して実施するよう、その取扱いについて地方公共団体に平成29年中に通知する。</p>					
			<p>【厚生労働省】「納児保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_212">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_212</a></p>	
<p>【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (三)放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成29年に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜平30＞ 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8第2条2項)に係る「定すべき基準」とについては、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>認定資格研修の実施主体については、指定都市・中核市も含めるものとした。 受講科目や経過措置の在り方については、放課後児童クラブに係る「定すべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年4月7日法律第26号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_213">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_213</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (イ)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【内閣府】 (4)災害対策基本法(昭36法223) (イ)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。</p>					
<p>【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども子育て支援法(平24法65) (三)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第4項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における感染症対策について(平成29年1月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭自立課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_219">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_219</a></p>	



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども子育て支援法(平24法65) (v) 病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p>					
<p>6【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22法26) (iii) 6次産業化教育を推進するために農業科において工業に関する科目を履修させることについては、現行の高等学校学習指導要領(平21文部科学省告示34)の下で対応が可能であることを、都道府県教育委員会等に平成28年度中に周知する。</p>					
<p>6【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22法26) (iv) ヒトパピローウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程(通信の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状態に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に配慮すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年中に周知する。</p>			<p>【文部科学省】ヒトパピローウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日付け厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知) 【文部科学省】子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状に上り教育活動の制限が生じた生徒等への適切な対応について(平成25年9月3日付け文部科学省スポーツ・青少年局長健康教育課、初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_227">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_227</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (1) 老人福祉法(昭38法133) サテライト型介護老人ホーム(介護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として介護老人ホームを追加することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜平30＞ 6【厚生労働省】 (21) 老人福祉法(昭38法133) (イ) サテライト型介護老人ホーム(介護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項については、本体施設となり得る施設として介護老人ホームを追加するよう、各令を改正する。 〔措置済み(介護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第102号))〕</p>		<p>【厚生労働省】介護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について(平成30年8月2日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_230">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_230</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (ii) 速断で行われた場合の病理診断(テレパシロジ)については、保険医療機関間の連携を推進する観点から診療報酬の算定の対象としているが、診断に係る責任を明確化しつつ医師(病理医)の不足に対応する観点から、その保険医療機関と雇用関係のない医師(病理医)が保険医療機関と締結した請負、委任等の契約に基づいて行った場合にも診療報酬の算定の対象とすることが適当かを含め、診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】</p> <p>(1)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(三)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準案を取りまとめ一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】</p> <p>(9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55)</p> <p>(イ)復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体(特別地方公共団体である広域連合を含む。)を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]</p>			<p>【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)</p> <p>【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_244">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_244</a></p>	
<p>6【内閣府】</p> <p>(9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55)</p> <p>(ロ)都道府県復興方針の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴きなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]</p>			<p>【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)</p> <p>【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_245">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_245</a></p>	
<p>6【環境省】</p> <p>(5)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105)</p> <p>動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令＞ 5【環境省】</p> <p>(4)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105)</p> <p>都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令(元法39)等を踏まえ、各令を改正し、その内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とする。 [措置済み(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号))]</p>	<p>研修資料の作成に関しては、地方公共団体の意向調査を平成29年2月に実施し、作成方針をとりまめ、当該方針に基づき作成した研修資料(研修資料)を平成30年3月末に地方公共団体に配布した。 研修内容の在り方については、改正動物愛護管理法(令和元年法律第39号)等の内容を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号)」において研修の内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とした。</p>	<p>【環境省】動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_249">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_249</a></p>	<p>環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>
<p>6【警察庁】</p> <p>(3)道路交通法(昭35法105)</p> <p>都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。</p>			<p>【警察庁】市町村等からの道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_251">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_251</a></p>	
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ウ)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
		12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、漁業金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の金融機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式を追加すると、転貸融資の場合、漁業信用基金協会による保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関と転貸融資方式を追加すると、転貸融資の場合、漁業信用基金協会による保証の対象化	【制度概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。山、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない、貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の確保や管理、また保証受取等の手続が容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として実施している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。【制度改正の必要性】沿岸漁業従事者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。【参考】なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式を追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	254											
H28	255	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第27条、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	耐火構造の1階部分を造ることにし、上階の木造を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等とを鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120mm 長さ4m等)の木材を使い、設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大にする必要がある。製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わせるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。公共建築物等における木材の利用については、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	256	01.土地利用(農地除外)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条3項、都市計画法施行令第14条3号、都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の輕易な変更の見直し	都市計画の輕易な変更については、都市計画法施行規則第13条の2において、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の輕易な変更は、その内容が限定されている。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る輕易な変更の範囲と同等の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することを暫定改正が行われる予定だが、都道府県も含まれた輕易な変更の対象となる範囲の見直しが行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	257	07.産業振興	市区長会	指定都市市長会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法による設置を要する環境施設の選択肢拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	(構成市における具体例)昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込みについて分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「輕易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協働などに数ヶ月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみても適切ではない。	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みによるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開けることで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進・誘導に当たり支障となっている。	
H28	258	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号)、「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号)、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により整備が余裕のある施設が活用できるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	児童クラブ室等の活動を学校施設内で行うにあたっては、学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望ましく、余裕教室が上層階に存在する場合、1階既存特別教室等を上層階に機能移転して、1階既存特別教室等を児童クラブ室に改修する方が有効である。これらの整備は適正な児童クラブ室の確保のためには必要なのであるとに関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重なり、機能移転に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosao.html	
H28	259	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号)、「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号)、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用するために必要となる転転に係る費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とする。	児童クラブ等の活動を学校施設内で行うにあたっては、学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望ましく、余裕教室が上層階に存在する場合、1階既存特別教室等を上層階に機能移転して、1階既存特別教室等を児童クラブ室に改修する方が有効である。これらの整備は適正な児童クラブ室の確保のためには必要なのであるとに関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重なり、機能移転に支障を来している。		
H28	260	01.土地利用(農地除外)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	法第9条第2項の「ただし、前各号の事業の完了、変更又は廃止により取得した地の目的を失った(売却した)と認められる土地については、この限りでない。」と、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも、総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要と認められる場合には、売却等対応が必要となること。)	(構成市における具体例)「放課後児童健全育成事業」について、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定め計画的に整備してきたが、用地取得の困難と、これにより計画決定後、長期間経過してなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況に反応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。その結果、公認取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公認法の別項を受け、同法第9条各号に基づき利用しかできない、同法に基づき利用して、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づき事業、認定後継性計画に基づき事業など挙げられるが、本件土地は所有者の買取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所とも不備なく、かつ郊外に位置するものが多い。そのため、将来にわたり利用の見込みが出ることは考えづらく土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	261	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども・子育て支援の一翼を担っていることには変わりなく、宗教法人等が設置する保育所等についても、補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現行】保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあつては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあつては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第50条の2と関連する法令を整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たな財源を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に直接・間接に関与していること、また、保育所等に通う子どものうちを卒した際に緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるとしている。(構成市における具体例)宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できない。平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。確保に伴う社会福祉法人化などにより解消しているものもあるが、これら残存している耐震化の取組ができない状況が続いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka_yosao.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>(1) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中にし、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなど物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年度中に講ずる。</p> <p>(4) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;</p> <p>【農林水産省】</p> <p>(8) 中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)</p> <p>沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。</p>	<p>(1) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進部の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を發出。また、利用状況調査の結果結果を取りまめ、平成29年12月5日水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進部の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い利用の促進を図った。</p> <p>(4) 平成29年12月5日の事務連絡発出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を發出した。フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年8月3日に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。</p> <p>令和2年8月5日開催の地方分権改革推進部会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進部の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を發出した。</p> <p>令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするなど、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。</p> <p>中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法案)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。</p> <p>令和3年8月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定、令和3年8月6日公布、令和3年10月29日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月29日に「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。</p> <p>令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第11次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の運用について」(水産庁長官通知)の一部改正を通知。</p>	<p>&lt;平28対応方針(1)&gt;</p> <p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付け水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進部事務連絡)</p> <p>&lt;令2対応方針(4)&gt;</p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号)</p> <p>【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号)</p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金計画の取扱いについての一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金計画の取扱いについての一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知)</p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法の施行についての一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法の運用についての一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/seimboosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_254">https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/seimboosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_254</a></p>	<p>水産庁増殖推進部研究指導課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)</p> <p>(1) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買い土地」という。)の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成29年度中に通知する。</p> <p>(4) 先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。</p> <p>(3) 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や地区に関する地方公共団体等の意向等の調査を完了し、その結果を受け、都市の健全な発展も担保する観点から促進するよう法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のコースに適切に機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平29&gt;</p> <p>【国土交通省】</p> <p>(19) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)</p> <p>土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下この事項において「先買い土地」という。)については、その有効活用を促進するため、都市再生整備計画(都市再生特別措置法(昭44法22)46条1項)に同法46条の2第2号又は3号に基づく事業を記載することにより、先買い土地を当該事業に活用することが可能であること、また、同計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合に国土交通大臣への提出等は不要であるなど、市町村が簡易な手続により作成することが可能であること等について、地方公共団体等に平成29年度中に通知するとともに、引き続き活用事例を情報提供する。また、地域のコースに応じた先買い土地の活用を促進するため、地方公共団体において内部連携を図ることにより先買い土地の活用について検討している取組事例等について、地方公共団体等に平成29年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き地方公共団体等が保有する先買い土地の実態の把握に努める。</p>	<p>【国土交通省】平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた公有地の拡大の推進に関する法律に関する措置について(平成29年3月29日付け国土交通省土地・建設産業局総務課事務連絡)</p> <p>【国土交通省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた先買い土地の有効活用促進について(平成30年3月30日付け国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室課長補佐事務連絡)</p>	<p>【国土交通省】平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた公有地の拡大の推進に関する法律に関する措置について(平成29年3月29日付け国土交通省土地・建設産業局総務課事務連絡)</p> <p>【国土交通省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた先買い土地の有効活用促進について(平成30年3月30日付け国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/seimboosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_260">https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/seimboosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_260</a></p>	<p>国土交通省</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (9) 生活保護法(即25法144) (10) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づき(保護費からの徴収と同様)あらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体の意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目標として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 【厚生労働省】 (16)生活保護法(即25法144) (17)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。【措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第41号))】</p>		【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け庁発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_262	
<p>【国土交通省】 (7) 駐車場法(即32法106) まがみから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平29&gt; 【国土交通省】 (15) 駐車場法(即32法106) 道路のまがみから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の端端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに踏切直前の停留場を標示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。</p>		【国土交通省】「駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第354号)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_264	
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(即22法104)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26 厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(即22法104)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26 厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令6条8号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同省令に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			【厚生労働省】家庭的保育事業等の連携施設の確保について(平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_266	
<p>【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (3) 障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活居住をいう。以下同じ。)については、一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することが可能であることを、都道府県、指定都市及び中核市に平成28年度中に通知する。 その際、障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置している事例があること及び一定の場合には障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することができることを条例で認めている地方公共団体があることを、都道府県、指定都市及び中核市に情報提供する。</p>			【厚生労働省】指定共同生活援助の指定基準(立地)に関する疑義について(平成29年1月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_269	
<p>【総務省】 (8) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 【総務省】 (11) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す申請書を作成し、地方公共団体に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進課事務連絡)】</p>		【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかる参考事例集	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_270	
<p>【総務省】 (8) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 【総務省】 (11) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す申請書を作成し、地方公共団体に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進課事務連絡)】</p>		【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかる参考事例集	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2016/h28h_tsuchi.html#h28_271	



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】  (6) 都市公園法(第31法79)  (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2016/h28ho_1suchi.html#28_278">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/aiambosyu/2016/h28ho_1suchi.html#28_278</a></p>	
<p>【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】  子ども子育て支援法(第24法66)  (ロ) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育給付時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>					内閣府子ども・子育て本部
<p>【厚生労働省】  (11) 水道法(第32法177)  区域外給水の事務手続の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行う。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
H28	284	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保促進法の改訂(早期の改訂)と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるように、交付スケジュールを見直しとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の連携などを可能とすることを求める。	基金の内示時数が、27年度の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正決定)、28年度も現時点では6-7月と言われており、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。内示は7月以降であるが、交付金は10月以降に交付される。28年度、内示も10月以降に交付される。28年度、内示も10月以降に交付される。28年度、内示も10月以降に交付される。	—
H28	285	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援対策推進基金	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼児連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに行われた幼児連携型認定こども園整備に「学校及び児童福祉施設との法的位置づけを持つ単一施設」として、指導・監督や財政措置の一本化が図られたことである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「認定保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の煩雑さが異なる。 また、施設を整備するににかかわらず、制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付金を受け得る立場である市町村においては、幼児連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるに関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うことになり、二重の手続きが発生している。また、使用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分入用定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の煩雑さなどから、予算上は幼稚園部分のみを予算上とするところになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等をに行った上で進め、幼稚園部分については県費補助金として小額の補助金しかできない等の課題がもたらされた。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金)国から都道府県経由で市町村への間接補助	—
H28	286	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県	法務省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の5及び19 児童福祉法施行令第19条 児童福祉法施行規則第6条の35	保育士登録の取り消しに係る関係機関からの円滑な情報提供	保育士登録を取り消した者には、養護上以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知すると、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、若くは確定情報提供が適切に提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	【支援事例】 平成28年1月に、本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが、個人情報保護を理由に情報入手できない状況が続いた。 関係先を通じて事前に、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も受けられなかった事例があるという。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>
H28	287	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	がん診療連携拠点病院の整備 がん診療連携拠点病院の整備について(厚生労働省健康局長通知)(平成26年1月10日) 「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	【支援事例】 本県では、地域完結型医療の実現を目指して、高度な医療資源が集中する基幹病院を中心に、医療機能の分化・連携を進めており、特に放射線治療については、平成27年度に「広島がん高精度放射線治療センター」を開院するなど、地域において最も高効率な医療提供体制構築する取組を推進している。 地域がん診療連携拠点病院の指定には、下記記号又は②、施設単位で観測することが指定要件となっているため、各病院の実施内容等が競合・分立し、重点化が進まず、病院間連携(協働関係)による診療内連携が難しくなると、患者がより高度な医療を受ける機会を減らすなどの課題が発生する原因となっている。 また、「外来放射線治療加算」は、別「厚生労働大臣が定めた施設基準」に適合している病院が外来患者に対して放射線治療を実施した場合に診療報酬上の加算が認められるものであるが、放射線治療を有しない医療機関の入院患者が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院で放射線治療を実施した場合はこの加算が認められておらず、放射線治療科を有する病院へも患者の集中等により病院間の機能分化・連携強化を実現するための支障となっている。 【地域がん診療連携拠点病院の指定要件】 ① 診療実績(院内がん登録数(年間)500件以上、悪性腫瘍の手術件数(年間)400件以上、放射線治療のべ患者数(年間)200人以上、がんに係る化学療法へのべ患者数(年間)1,000人以上) ② 2次医療圏に居住するがん患者のうち、各施設が占める診療実績の割合<2割程度以上 がん診療連携拠点病院に対しては、診療報酬上、「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日500人)が算定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>
H28	288	07_産業振興	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、関西広域連合	内閣府	B_地方に対する規制緩和	総合特区法第12条及び第35条、国土法第22条	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の実情に応じた総合特区法計画に定めた事業の進捗を確保するため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかわる最初の計画の認定から5年から1年以内)を延長すること	これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているipwいんぱん学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを継続展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が最初の総合特区計画の認定から5年以内に限られているため、新計画の認定を受けると、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>
H28	289	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者免許を受け付けた者は麻薬等の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間で譲渡認め見直しを行うこと。 (法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡承認書、譲受承認書及び麻薬処方せん等の写しと交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法的な義務とする。 (法第32条)	【現状の課題】 現在、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡を行う場合、麻薬小売業者間譲渡許可を受けなければならない。本制度の下では、麻薬の譲渡の範囲が限定的(子規譲渡許可を受けた業者間のみでの譲渡)であり、同時に譲渡グループ間の譲渡許可を受けられないため、府内で当該譲渡許可を得ている麻薬小売業者数は全体の2割程度(26年度末19%、27年度末16%、28年度末15%16%)。府内の小売業者から見て「手続きが煩雑」「同時に複数グループの譲渡許可を受けられない」「勝手が悪い」などの声も上がっており、制度が十分活用されている状況とは言えない。「現制度により在庫確保の不足時に調剤が必要」とは言い難く、がん患者への医療用麻薬の供給を確保し、在宅医療を推進する上で支障となっている。 【支援事例】 共同して申請を行ったグループ間の譲受が行えず、また1人の麻薬小売業者は1人のグループにしか属することができず、在庫確保が不足した際、近隣に当該麻薬を所有する小売業者がない、他のグループに属している場合は譲受できず、調剤ができず、調剤がない場合がある。 また、共同して申請する全ての申請者の押印が必要であり、グループに属する麻薬小売業者のいずれかの変更があれば、グループに属する全ての者の許可書を添えて手続きをしなければならないため、大きなグループになるほど手続きが煩雑になっている。 がん患者に対する医療用麻薬の供給を十分に確保し、在宅医療を推進するためにも、現行制度の問題点である「グループの許可しか属さない」とや「許可手続きが煩雑」といった課題を解決し、より効果的な制度として構築する必要がある。	—
H28	290	09_土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	内閣府	B_地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報照会の照会が平成29年4月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がこれらの書類を全て登録している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーによる照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な書類を揃えることとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務負担が増えることに加えて、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果のすべてを「行政の事務効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながる「指定管理者制度」の主旨にもとれない状況となる。 【参考】 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承認:約2,000件	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年4月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がこれらの書類を全て登録している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーによる照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な書類を揃えることとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務負担が増えることに加えて、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果のすべてを「行政の事務効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながる「指定管理者制度」の主旨にもとれない状況となる。 【参考】 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承認:約2,000件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>
H28	291	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A_権限移譲	教育学子に対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園(幼児連携型) 認定こども園(幼稚園型)	認定こども園(幼児連携型) 認定こども園(幼稚園型)の中核市への移譲	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認定申請・認定等について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全体的認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的な事業実施が可能となる。 【支援事例】 現在、幼児連携型認定こども園については市の事務、幼稚園型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が変わり、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めることができない。 【制度改正が必要な理由】 当該業務は、法定委任事務ではあるが、現行国において電子申請での受付申請を受け付けており、都道府県を越えさせる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県との判断を要するようなものは含まれていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>
H28	292	09_土木・建築	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県の義務付けの廃止	【現行制度の課題】 不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地在する都道府県知事を経由して行うこととしており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国の受付業務を行っている。 【支援事例】 現在、都道府県で受領する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本番へ確認して修正することになるが、すでに回答がない場合は、後日郵送で修正したい場合は、受験者にとって二度手間となっている(特に急ぎに回答した場合は)。また、郵送の受験願書の提出の際には受験者の住所を記載提出してはおり、受験者の住所を不特定としているため、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国へ変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一の窓口が明確でないために受験者が見失っている。 【制度改正が必要な理由】 当該業務は、法定委任事務ではあるが、現行国において電子申請での受付申請を受け付けており、都道府県を越えさせる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県との判断を要するようなものは含まれていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (iii)がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(31)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院の指定については、指定されている医療機関のがん診療提供体制が変更され、当該医療機関のみでは指定要件を充足できなくなる場合についても、がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会において、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、指定要件の充足度に関する個別具体的な判断を行った上で、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することについて、地方公共団体に平成29年度の現況報告書の提出を求める際にも通知する。</p>	<p>&lt;平成30&gt; 5【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (iii)2018年度診療報酬改定において、がん診療に係る外来放射線治療加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関が、他医療機関に入院中の患者に対して放射線治療を実施した場合にも、当該加算を認めることとする。〔措置済み(診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)、平成30年3月5日付け厚生労働省保険局長通知)〕</p>		<p>【厚生労働省】厚生労働省告示第四十三号(平成30年3月5日) 【厚生労働省】がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦書及び現況報告書の提出の留意事項について(平成29年10月13日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunkei-suishin/etsanbosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_287">https://www.cao.go.jp/hunkei-suishin/etsanbosyu/2016/h28hi_tsuchi.html#h28_287</a></p>	
<p>(参考) 【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目標として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に鑑別証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 〔措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)〕</p>	<p>個人番号利用事務に鑑別証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。</p>			内閣府大臣官房番号制度担当室
<p>【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定しない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p>【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平成29&gt; 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。</p>			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H28	293	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	A 権限移譲	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付「農林水産省大臣官房経理課長通知」)	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続の簡素化、具体的には地域活性化に資する事業の作成等が求められていることから、着手時期の遅れや地域活性化の関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみを行うこととする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長くなり、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない。農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に向けた十分な準備が必要である。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村センターや平成元年に新農業者構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した岐布町の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行っていたが、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付)20経産385号」の規定に基づき、国への財産処分申請が必要である。長期利用財産の財産処分は報告をいかにしているが、実際には農政法とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事例が多く発生することが見込まれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	294	12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付「農林水産省大臣官房経理課長通知」)	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に自ら影響を与えるものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県へ事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、1.「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経路相談や法人計画作成の支援等を行っている。 しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない。農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に向けた十分な準備が必要である。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村センターや平成元年に新農業者構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した岐布町の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行っていたが、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付)20経産385号」の規定に基づき、国への財産処分申請が必要である。長期利用財産の財産処分は報告をいかにしているが、実際には農政法とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事例が多く発生することが見込まれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	295	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農用地区域内における農家レストラン設置を可能にする	現在、国選戦略特区のすべての農用地区域内には農家レストランを設置できるが、当該措置を全国展開することができない。	現在、農家レストランは「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。	—	
H28	296	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報提供を求めた場合には、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められる。	【支障事例】 地方公共団体が、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産まない方が確めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病)の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症については、難病のように疾病と定義することは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書の添付書類の省略や、自治体事務の効率化を図れない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	297	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定できない場合、情報照会を行う上で、必要な特定個人情報入手できず、必要と税額証明書の提出を省略することができない。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、必要と税額証明書の提出を省略することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	298	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における療育手帳関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の徴収、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を添付している方は受給申請書の提出を省略することも開かず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければならないにもかかわらず、住民サービスの向上につながることも申請窓口の混乱を招く。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html	
H28	299	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。	【支障事例】 番号法別表第二に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護関係情報は規定されていない。地方税の徴収、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護関係の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号法別表第二に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、番号法に規定されなければならないにもかかわらず、住民サービスの向上につながることも申請窓口の混乱を招く。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html
H28	300	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(1) 補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務</p> <p>市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することとし、その旨を都道府県に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(平成29年3月31日付大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_293">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_293</a></p>	
<p>【農林水産省】</p> <p>(15) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務</p> <p>(a) 経費等の法人化に際し経費を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(平成29年3月31日付大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_294">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_294</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長通知</p>
<p>【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【文部科学省(6)】【厚生労働省(24)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>(a) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・高等学校等教育支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> <p>・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>					
<p>【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(17)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>(a) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・障害者手帳関係情報の情報連携の対象とするについては、提供側の地方公共団体の意見も把握し、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条間で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞ 別【デジタル庁(6)】【厚生労働省(51)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>児童福祉法(昭22法164)による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務等(別表2の(4)等)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報を追加する。</p>	<p>知的障害者及び知的障害児の判定等に関する事務において個人番号の利用が可能となること、情報連携によって障害児通所給付費等の支給等に関する事務において知的障害者及び知的障害児の判定等に関する情報の提供を受けることが可能となることについて、厚生労働省から「療育手帳制度の実態について」の一文改正について(令和3年6月1日付障発0601第2号発)を発生し、都道府県等に対して療育手帳の交付事務において個人番号の利用が可能となったことの周知を行った。</p> <p>児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務等について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報が追加された。</p>	<p>【厚生労働省】療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて(平成29年6月5日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長通知)</p> <p>【厚生労働省】全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料(平成29年1月20日)</p> <p>【厚生労働省】身体障害者手帳及び療育手帳(両方含む)マイナンバー情報連携について(令和2年3月9日障害保険福祉関係会議資料)</p> <p>【厚生労働省】(資料)療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について(令和2年2月21日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_290">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_290</a></p>	<p>デジタル庁</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課</p>
<p>【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>(v) 自治体中間管理サーバクラウドフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構独自のサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体が当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。</p>					
<p>【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>(a) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11法14)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の29)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> <p>(b) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、地方公共団体に当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。</p>	<p>＜平成29＞ 別【内閣府(8)】【総務省(8)】【厚生労働省(14)】</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に罰則検査条の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイトアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知)</p> <p>【厚生労働省】平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取銷法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について、の一部改正について(令和元年5月23日付厚生労働事務次官通知)</p> <p>【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取銷法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について、の一部改正に伴う費用徴収の運用について(令和元年5月23日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて(令和元年5月23日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課長通知)</p> <p>【厚生労働省】精神保健法による措置入院者の費用徴収額の認定の取扱いについて」の規定について(令和元年5月23日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長通知)</p> <p>【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイトアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_300">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2016/h28ku_tsuchi.html#h28_300</a></p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p> <p>総務省大臣官房個人番号企画室</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課</p> <p>厚生労働省健康局結核感染症課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	301	02 農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般的な基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支援事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を破食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka_yosan.html</a>
H28	302	01 土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に必要を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣へ  【具体的な支援事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html</a>
H28	303	01 土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に実質すべきことを求めることができることとされているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興基本方針においては、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が行われている。  【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを実質すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興基本方針においては、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が行われている。  【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu/kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】  【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】  半島振興法(昭60法63)  半島振興計画(9条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>半島振興計画の策定に係る事務については、作成を努力義務とし、主務大臣に協議し、その同意を得るプロセスを不要とするための半島振興法の改正を行った(令和7年4月1日施行)ほか、半島振興計画の作成に係る留意事項について都道府県に周知した。</p>	<p>【国土交通省】半島振興計画の作成に係る留意事項について(令和7年7月2日付け国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_302">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_302</a></p>	<p>総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室  文部科学省大臣官房政策課  厚生労働省政策統括室  農林水産省農村振興局地域振興課  経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課  国土交通省国土政策局地域振興課  環境省自然環境局総務課</p>
<p>【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】  【経済産業省(3)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】  離島振興法(昭28法2)  離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p>		<p>改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。  ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。  ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。  ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&amp;A形式で周知した。</p>	<p>【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道府県連絡会資料  【国土交通省】産業振興促進事項Q&amp;A</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_303">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_303</a></p>	<p>総務省地域力創造グループ地域振興室  文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課  厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室</p>